

広開土王碑からみた高句麗の領域支配

武田 幸男

はじめに

第一章 広開土王の領域拡大

- 1 攻・破された城と村の総計
- 2 永樂六年条の五八城

第二章 新来韓・穢諸城の支配形態

- 1 守墓役体制の改革
- 2 新来韓・穢諸城の支配
- 3 新来韓・穢諸城の改編

第三章 新来領域の種族支配

- 1 永樂五年条裨麗の解釈
- 2 守墓役免除の新来領域

広開土王碑からみた高句麗の領域支配

3 城村支配下の種族支配

第四章 旧民領域の支配形態

- 1 旧民領域の種族支配 (1)
- 2 旧民領域の種族支配 (2)
- 3 旧民領域における城支配の展開

おわりに

はじめに

周知のとおり、『国岡上広開土境平安好太王碑』は、広開土王の勲績を後世に示すために、その子の長寿王が四一四年に通溝平野の東岡に建立した巨碑である。それに刻まれたおよそ一千八百字前後の『碑文』は、高句麗人が残した金石文としては、その古さと文字の多さ、それに体系的な叙述という点において、これに匹敵するものはない。この『碑文』を中心として、それに即しながら、四〜五世紀当時における高句麗の領域支配、とくにその実態の一面を明らかにしてみたいとおもう。

高句麗の史的発展は早くに始まったが、その国家の形成、展開を理解する場合に、領域支配の追究は基本的な研究課題の一つであることはいうまでもない。そしてそのためには、『碑文』はみのがせぬ基本史料である。もちろん『碑文』研究が始まって以来、すでに百年に近い歳月が過ぎ、その成果が積み重ねられてきており、なかでも『碑文』にみえる地名の研究は、ここでの問題追究に重要な前提となる。だが、それをふまえた上で、なお積極的に追究する余

地があるとおもふ。

この判断の背後には、つぎのような研究史上の問題点がある。その一つは、『碑文』研究の重点が国際的諸関係の検討に、ことに倭の立場にたつ検討におかれすぎていたことである。『碑文』はそのための貴重な史料であつて、当該問題の重要性も理解できるし、これを軽視しようとはおもわれない。むしろそれを重視するためにこそ、まず、自覚して『碑文』本来の立場にかえり、『碑文』に即して問題の位置を再確認する必要があるであらう。『碑文』本来の立場とは高句麗の立場であり、この立場からみれば、『碑文』が現実の課題として扱っている「守墓人烟戸」条の記事が軽視されてきた傾向は否めないであらう。

もう一つには、従来の『碑文』釈文に対する疑惑の上に、精密な釈文が追究され、新しい『碑文』研究の動向がみえ始めたことである。『碑文』研究は、一面では『碑文』釈文の研究であつて、それはしだいに正確な方向へ進んできたが、しかし全体からいえば、石灰を塗布された『碑文』に基く釈文によりながら、今までそれを肯定的に扱ってきた。これに大きな反省をせまったのが水谷悌二郎氏であつた。それまでの『碑文』釈文は石灰仮面の文字による誤釈が少くないことを指摘し、『碑文』肯定の時代から、『碑文』懐疑の時代へと、大きく舞台を転回させたのである。それだけでなく、氏は積極的に原『碑文』とその釈文を追究し、それをふまえた『碑文』研究の新しい途を拓いた点で特筆される。⁽³⁾ そうした動向の中で、さきに指摘した領域支配の課題をとりあげる気運はいっそう高まってきたといえるであらう。

『碑文』にみえる領域支配は、その大半が広開土王代に高句麗領として吸収された「新来」領域に関して書かれている。ひるがえつてみるに、同王治世の二二年間に成し遂げられた業績に対する同代の評価は、端的にその諡号に反

映しているのであって、『三国史記』高句麗本紀にはふつう「広開土王」といい、長寿王紀にはとくに「開土王」とある。また『三国遺事』王曆に「広開王」ともある。いずれも高句麗領を拡大したことに焦点をあわせ、その偉業を賞揚している。それは国王の個性を諡号に体现させた先例をひらくものでもあつて、三世紀初頭以来、国内城に王都を置いていた諸王がみな葬地にちなむ地名諡号をもつことと好対照をなすのであり、これによって領域拡大に対する評価の高さのほどが知られるであらう。もつとも、『碑文』の諡号「国岡上広開土境平安好太王」などによれば、必ずしも地名諡号が排除されているわけではないが、広開土王の卓越した個性を「広く土境を開いた」ことに求める点ではみな一致するのである。かくて「広開」された「土境」は、『碑文』では「旧民」の領域に対比して「新来」といわれているが、この新来領域の支配については、さまざまの面から考察されなくてはならない。

第一に、広開土王が拡大した領域の考察が前提とならなくてはならないが、この際とくに問題としたいのは『碑文』に記された「城」「村」の数であり、これを追跡することによって、『碑文』の綿密な構成を前提とした領域拡大の具体的な過程を確めてみたい。また第二に、広開土王墓の守墓役体制を問題とするなかで、旧百残_{II}百濟領の諸城がどのような形で高句麗領に吸収、支配されていったのが明らかにされなくてはならない。さらに第三に、在地における城と村との関係（城―村関係）の実相を追究し、そうした在地関係を媒介して実現する高句麗の異種族支配を考えてみたい。以上の新来領域に対して、『碑文』ではふれられることの少ない旧民領域ではあるが、しかしその実態と特質については守墓役体制とのかかわりでおお検討の余地がある。そこで第四に、旧民領域における多様な支配形態と、その史的意味を探ることにした。

『碑文』を通して四々五世紀高句麗における領域支配を明らかにするには、『碑文』がそのためにとくに残された

わけではないゆえに、この問題の追究には大きな限界が存することはいうまでもない。それを意識しながらも、なお上記したような『碑文』研究の現況にかんがみ、あえて以上の問題を提起したいとおもう。

- 1 佐伯有清『研究史 広開土王碑』（吉川弘文館、一九七四年）。
- 2 津田左右吉「好太王征服地考」（『朝鮮歴史地理』一）〔南滿洲鉄道株式会社、一九二三年〕原載、『津田左右吉全集』一一卷〔岩波書店、一九六四年〕所収、酒井改蔵「好太王碑面の地名について」（『朝鮮学報』八）（一九五五年一〇月）、朴時亨『広開土王陵碑』（ピョンヤン、社会科学学院出版社、一九六六年）など。
- 3 水谷悌二郎「好太王碑考」（『書品』一〇〇）（一九五九年六月）原載、『好太王碑考』（開明書院、一九七七年）、および『好太王碑考』（同上書）所収の末松保和「解説」。
- 4 那珂通世「朝鮮古史考」（『那珂通世遺書』〔大日本図書株式会社、一九二五年〕所収）。

第一章 広開土王の領域拡大

1 攻・破された城と村の総計

広開土王代の対外関係はきわめて流動的に展開し、それが戦鬪の形をとった場合も少くはなく、しばしば王自身が軍兵を率いて戦場にのぞんだ。その概略は『三国史記』卷一八・広開土王紀に書かれているが、当時の高句麗の戦鬪にかんする記録として尊重されなくてはならないのは、いうまでもなく広開土王の勲績を記した『碑文』である。⁽¹⁾

『碑文』は四面より成り（それぞれ第I～IV面という）、これを内容からみれば、第I面6行39字（これを〔I 6 39〕

広開土王碑からみた高句麗の領域支配

というように表わす、以下同じ)以前と、同面7行1字〔I71〕以後とに大きく二分される。また後者は、その中で〔III 815〕以前と〔III 816〕以後とに分けることができる。『碑文』研究にとって、以上の三区分をそれぞれ第一～三段として扱うのが現実的であると考えるが、広開土王代の対外戦闘は、「永樂」年号と「干支」で始まる紀年記事で構成された第二段に記されている。そしていうまでもなく同代の高句麗領域の拡大の事実も、その第二段の諸記事にのべられている。さらに領域拡大の基本的な単位が「城」と「村」であったことは、『碑文』第二段と、広開土王墓の「守墓人烟戸」にかんする第三段とをあわせみれば明らかである。

広開土王代の領域拡大について、その年次・地域・経過・規模やその結果など、具体的な実態を知るためには、第二・三段に対する正確な理解、わけても城と村に対する深い理解が必要となる。これについてはこれまででも多くの研究が行われてきたが、『碑文』の破損による未釈字の多さなどにより、必ずしも今なお一致した見解が提供されているとはいえない現況にある。従来の研究成果によりながら、『碑文』に即し、とくに城と村に焦点をあわせて、上記の問題を考えてみよう。

そこでまず検討されなくてはならないのは、碑石第三面に刻記された一三文字、

凡所攻破城六十四村一千四百〔III 8〕

であろう。第二段の末尾に位置するこの文言をどのように解釈するかは、第二段の理解を直接左右するだけでなく、『碑文』全体の理解にも密接に関係してくるからである。これについては、近来、『碑文』研究に新しい気運をもたらした朴時亨氏の見解をあげることができる。すなわち、さきの一三文字の文言にかんして、「碑文には東夫余との戦争で高句麗軍が撃破した城は六十四、村が一千四百とあるが、これは必ず、この年の親征によるものだけではなく、こ

の王代に継続的に略取したものを合計して述べたと考えられる」と理解する⁽²⁾。

ここで注意にのぼるのはつぎの二点である。まず、文言にみえる城と村の数はすべて旧東夫余のものに限定されるという点である。それゆえ問題の一三字は、紀年記事の永樂廿(四一〇)年庚戌条にのみ係り、その一部にすぎないということになる。つぎに、それを前提としながら、城と村の略取の実際は廿年に限定されず、広開土王治世のうちに、折にふれて東夫余から略取した総計を当該条にまとめて記したという点である。『碑文』の紀年記事の形式は、略取が行われた現実の年次と必ずしも一致しないとみたのである。以上二点は、これまでの理解と異なる新しい論点であり、したがって朴氏が「あるいはこの数字を広開土王代に高句麗が東夫余から奪取した城と村の数と考えず、この王代の征服戦の総和とする考えもあるが、それはこの碑文全体の内容と符合しない」と強調する⁽³⁾のも、その論点の新鮮さを意識しているからであろう。

ここに批判された「この王代の征服戦の総和とする考え」とは、それ以前に出されていた解釈を指しており、それらを一括して旧説とよんでもよい。旧説は菅政友によって始めて公表されたが、その祖型は、酒匂景信が『碑文(双鉤加墨本)』を日本に将来した年の翌明治十七(一八八四)年に、横井忠直が出した意見、すなわち「是ノ城数村数ハ、唯東夫余ノ事ノミニ非サルニ似タリ、前後八年(乙未、丙申、戊戌、己亥、庚子、甲辰、丁未、庚戌)ノ戦ヲ総計シタル者ナルヘシ」⁽⁴⁾に求められる。この解釈の上に、菅のいっそう正確な解釈、

此ノ城六十四村一千四百ノ中、上三見エタル百残ノ役ニ獲シ所ノ五十八城七百村ヲ除ケバ、六城七百村アリ、此ハ東夫余、其他ノ国々ヲ降セシモノナルベシ。

という解釈が出されたのである⁽⁵⁾。広開土王一代にわたって獲得した城と村の総計という基本的な枠組や、またその総

計と紀年記事との密接な関係は、これ以後の研究がみな一致して認めてきたところであつた。朴氏はこれらをすべて否定した。

朴説がよつて立つ論拠では、つぎの二点が重要である。第一点は、前述したとおり、問題の文言が廿年庚戌条に含まれ、その一部をなすにほかならないということである。紀年記事のうちでその年に獲得した城と村の数をまとめて記録する例としては、永樂六年丙申条の「五十八城・村七百」〔II 5 13 19〕がある。だが肝要なのは、問題の文言が「凡そ」で始まる点であり、この個性的表現はここだけのものである。まして以下述べるように、「城六十四・村七百」の内容や、「攻破」の表現が紀年記事に即しながら、それと密接な関連をもつのであるから、廿年庚戌条にのみ係るものではなく、当該条とは直接には関係のない独立した文言とみるのが適當であろう。

朴説の第二の論拠は、城と村の数を総計と理解すれば、それは「碑文全体の内容と符合しない」ということである。この論拠の前提には、しかし朴氏独特の『碑文』解釈がある。すなわちそれによると、高句麗が(イ)永樂六年丙申に百残から奪取したのが五八城、(ロ)碑麗・息慎・加羅・夫余などから奪つたもののうちその名の明らかな城、(ハ)第三段の守墓人烟戸条「新來韓穢」関係の城(イ)群と重複する十余城は除く)、以上三群の城数を合算すれば、「それらだけでも七〇〇城をはるかに超過する」⁽⁶⁾のであるから、これを下まわる「六十四城」は総数ではありえないというのである。しかし上記の三群の城数は、それが明記されている(イ)五八城を除いては明解な言及はなく、それゆえその明細についてはあらためて吟味する必要がある。まず(ロ)群であるが、指摘された規定に従つて高句麗が奪取した城と⁽⁷⁾いうのに該当するのは、せいぜい永樂十年庚子条の加羅「從拔城」〔II 9 18 20〕ぐらいのものであつて、他条では確認できない。あげられた他の種族・国名にかんして補足するに、永樂五年乙未条の裨麗戰や廿年庚戌条の東夫余戰⁽⁷⁾で

は、記録された城名があるにはあるが、高句麗に奪取された城名というのみ当らない。また八年戊戌条の帛慎戦にも「莫□羅城」〔II 69〕の名はみえるが、当条記事の真意は莫□羅城などの「男女三百余人」を抄得したところにあるのであって、城そのものを獲得したわけではない。⁽⁸⁾しかもさきの従拔城は、高句麗軍南下に際して「帰服」はしたが、それは戦鬪展開中の一時期的ことにすぎず、高句麗が洛東江流域のこの城を長期にわたって領有したのではあるまい。当時の朝鮮半島東南部の大勢からして、それは考えられないからである。したがって(ロ)群に属すべき城としてあげなくてはならない例は、ひとつもないとみてよい。

つぎは(ハ)群であるが、これには検討すべき問題が多い。これを厳密に調査し、結論的にいえば、当群に該当するものとしてあげられる城名は、やはりひとつとして知られないのである。指摘のままに、「新来韓穢」関係の三六城から、(イ)群の城名と「重複する十余城を除」けば、最大限は二五城、最少限は一七城が残る。⁽⁹⁾上限と下限にかなりの幅が出てくるのは、六年丙申条に相当する碑面の状態が不良のため多くの未釈の文字があるからである。それゆえ、(イ)群と(ハ)群の総計は七五〜八三城となり、やはり「六十四」城は総計とはいえないようにみえる。だがふりかえてみるに、新来韓・穢三六城は、じつはみな(イ)群の五六城に含まれるべきものであって、元来、両者は重複するはずのものなのである。ただし(ハ)群に重複しない五地名が残るが、それらはすでに「城」ではなくなっている場合であって、あくまで例外にすぎない(本章2「永樂六年条の五八城」および第二章「新来韓・穢諸城の支配形態」参照)。厳密にいえば、(ハ)群に該当する城は存在しない。

以上の(イ)(ロ)(ハ)を合計して、城数は(イ)群の五八城にすぎず、征服戦で獲得した城の総計が「七〇〜八〇城をはるかに超過する」ような事態は生ぜず、『碑文』の内容に符合しないようなことも認められない。このような不都合な結果

を招くにいたった『碑文』解釈には、紀年記事にみえる「城」「部落」「鴨盧」などの実体、「攻・破」の意味、各年条に記された戦鬪の経過・結果の解釈、さらには高句麗を中心とする国際関係の動向などについて、大きな見解の相違があるようにおもわれる。直接の例となった廿年庚戌条の東夫余戦についていえば、もしこのとき六四城を奪取したのならば、六年丙申条の百殘戦を上まわる大激戦であったはずなのに、『碑文』の叙述は簡略にすぎ、ただ五鴨盧の慕化を伝えるだけであり、またこの事件に相当するかとおもわれる『三国史記』広開土王紀の一八(四〇九)年七月条に、ただ築城のこゝとをどめるにすぎない⁽¹⁰⁾。ましてこのとき高句麗領域に編入された「城」は記録されておらず、広開土王治世のもとで最大規模の戦鬪が展開したものとは、とうてい信じられない。

問題の一三文字の文言は、それまでの解釈をうけて那珂が示した理解、つまり「王ノ攻メ破レル城村ノ数ヲ挙ゲテ、第二段ヲ結ベルナリ」という理解に従うのが、もっとも穩当であろう。「第二段を結」ぶとは、それが廿年庚戌条の東夫余戦にのみ限定されるのではなく、第二段の紀年記事全体に係る文言なのであり、いわばその結論なのである。それゆえわずか一三文字だけのこの一句とはいへ、一代二二年間における広開土王の勲績の偉大さが、最も単純ではあるが、最もその本質を明示する語句で表現されていることになろう。それは広開土王の「広開土境」策の総結論、さらにいえば広開土王それ自身の結論でもあったのである。

六四城は広開土王一代の征服戦による領域拡大策の成果であることを確認したが、それら諸城の具体的な領域化過程の理解が、これまで正しく行われてきたであろうか。『碑文』に即しながら、村の総計をも無視することなく、城と村とをあわせて合理的に理解するとなると、たしかに必ずしも樂觀は許されないであろう。すなわち、菅政友の「六十四城・一千四百村」に対する解釈は、さきに引用したように、これから永樂六年の百殘戦の成果つまり五八城と七

百村を差し引いた残りの六城と七百村が、廿年の東夫余戦や「其他ノ国々」との戦闘の際に高句麗が領域化したというのであった。それゆえこれ以後の課題は、この六城と七百村が何年次に、どの戦闘で領有されるに至ったかを考えることになった。

那珂は、「城六十四八、丙申ノ役ノ五十八城ニ夫余城ト五鴨盧トヲ加ヘタル数ニ正シク合ヘレドモ、村数ハ、丙申ノ役ノ二倍トナリテ、多キニ過ギタルガ如シ。其ノ故ヲ知ラズ」とのべ、六城を東夫余戦だけに求め、具体的には「夫余城ト五鴨盧」をあげた。五鴨盧とは「味仇盧鴨盧」以下の鴨盧〔Ⅲ7 19〕82を指すのであろう。当該碑面には欠損があるが、確かに鴨盧の数は五をかぞえることができ、その鴨盧は高句麗古語の「溝漚」つまり「城」と対訳できる余地があるので、当該条に合計六城が記されていたとみてよいかもしれない。しかしすでに指摘したとおり、これら六城のうち夫余国城の夫「余城」〔Ⅲ6 28・29、Ⅲ6 31・32〕は高句麗の手に陥ったことはなく、また鴨盧が『碑文』にいう「城」に計算されていた確証はない。後述するように、むしろこの計算からはずされていたというのが実情である。当年の戦闘では、東夫余が高句麗に攻破されてその領内に没入された事実はなく、東夫余は高句麗に隷属しながら、なおその命脈を保っていたのである。

そこで注目されるのが三宅米吉の解釈である。⁽¹⁴⁾まず、例の六城については、永樂八年戊戌条の「莫□羅城」、十七年丁未条の「沙溝城婁城」〔Ⅲ5 27〕31、廿年条の「夫余城」をあげた。だがこれでは六城になお二城足らず、それに八年条および廿年条の城名をここにあげるのには、前記の理由によって不適切である。つぎに村数について「村は百残の役に七百、他は碑麗の役に部落六七百とあるを合わせ云ふにや」とのべている。ここに「部落六七百」というのは、『碑文』の「部落六七百」〔I 7 33〕37に該当するのであろうが、「六七百」の文字はつぎの「營」字に冠して読むべ

きところであろう(第三章2「守墓役免除の新来領域」参照)。だが、ここではじめて指摘された重要な点は、十七年条の二城に言及したこと、および村数の配当にふれ、しかも一氣に正解に近い答を示したことである。

この延長線上での確な解釈を示したのは浜田耕策氏である。残った村七百の解釈は三宅説を踏襲したが、六城の方については、各紀年記事を逐条点検した結果、それは十七年条以外にはありえないのであり、「幸にもこの条の後半には『還破沙溝城婁城□—中略—城』とあって、『破』以下の欠字部分の間取り具合を考えると、ここにこそ『城六』を補填することが妥当となってくる⁽¹⁵⁾」という。浜田氏は『碑文』の釈文を『朝鮮金石総覧 上』によったが、水谷悌二郎氏蔵になる原石拓本および同氏釈文によると、当該『碑文』は、

還破沙溝城婁城□□城□□□□□□□□那□城

というように、前者よりは二字多くよまれている(圈点)。原石拓本では「那」字〔Ⅲ541〕はどうともいえないが、「城」字〔Ⅲ534〕は明らかによめる。それゆえここには、①沙溝城、②婁城、③□□城、④□□□□□□□□那□城の、少くとも四城が刻記されていたことは疑いないところであり、さらに④の九字分に三城名を容れることは可能であった、しかもその数をもっとも適合的である。浜田氏の指摘には説得力がある。

以上の釈読をふまえてさらに重視されるのは、『碑文』における「攻」「破」の用法である。五年条で高句麗の領域とされた旧裨麗の営(Ⅱ村落)は「破」〔I730〕であらわされた。翌六年条の城と村は「攻取」〔I102・3〕されたものである。そして十七年条では「破」〔Ⅲ526〕と表現された。この「攻」「破」の用語は、その対象が城であるか、村であるかの区別にかかわりなく、『碑文』第二段を総括的する問題の文言、つまり「凡そ攻・破せし所の城六十四、村一千四百」の表現に対応するのである。すなわち高句麗による周辺諸地域の城と村の領域化は、「攻」「破」などの文

字、あるいはそれを含む文字で表現されたのではあるまいか。

はたしてそうであれば、広開土王代の領域拡大の過程は、永樂五（三九五）年乙未に稗麗からおよそ六〇七百營_{II}村ばかり（末尾の総計では多きに從つて七百村と概算された）、六（三九六）年丙申に百残から五八城・七百村、十七（四〇七）年丁未に六城というように、三段階にわたつて展開したことになる。その治世の初期、四世紀末期ごろには、集中的に拡大策が成功した。そして各年条に分記された城と村の数は、『碑文』第二段の紀年記事末尾に総計されて明示され、広開土王の勲績を象徴する形で後世に伝えられることになったのである。

2 永樂六年条の五八城

三段階にわたつて推進された高句麗の領域拡大は、広開土王一代において総計六四城・一千四百村に達した。ここでは、その総計の六四城が『碑文』にとつて意味するもの、とくに『碑文』の永樂六年条に記された「五十八城」が意味するものを考えてみたい。

六四城のうち、永樂十七年条に記録されていたはずの六城については、六年条の「五十八城」〔II 5 13 ~ 16〕に対応する「六城」の文字があつたかどうか不明であるが、もし「那」字〔III 5 41〕があるとすれば、その二字を許容する余裕はない。しかしいづれにせよ、当該条で確かなのは、沙溝城・婁城をはじめ、具体的な六城名が刻記されていたことである。

一方、六年条にも多数の個別的な城名が検出できるが、これら個別的な城名は前記した五八城と何らかの関係をもつと予想される。当年条の碑面には大きな割れ目が走るなどして未釈字が多く、その調査も容易ではない。だが、こ

のときの戦鬪は、その規模や成果において広開土王代のうちで最大であったことから判断して、この城数に具体的な内実を盛りこむことができるならば、総計の城数が『碑文』全体に対してもつ意味はいっそう重くなるであろう。

そこでまず問題となるのは、「壹八城」〔I 10 4 16〕である。楊守敬はこれについて、「攻取壹八城中有閻弥城」などと解説していることからすれば、これを「十八城」と解釈したようであり、ほかにも同様な解釈がある。⁽¹⁸⁾しかし一八城という解釈では文章が下へ続かず、また列挙された城名は一八に限られない。さらに『碑文』の数字表記では「壹八」をもって「十八」を意味するものとは考えられない。⁽¹⁹⁾そもそも水谷氏積文の「壹」字には疑問があり、いわゆる小松宮拓本にもとづいた三宅米吉の積文および水谷氏蔵拓本によって、「寧」字に読むべしとする末松保和氏の提言に従ってよい。すなわち問題の三字は、ある具体的な「寧八城」のことをいうのにちがいない。

さて、これをふまえて「五十八城」の文言と、個別的な多数の城名との関係を考える場合、まず想起されるのは両者が相互に対応しあう関係にあるのではないかということである。そのような意見はこれまでも提出されてきていたのであって、たとえば普政友は、「五十八城ハ、好太王ノ攻取リシ五十二城ノ外ニ、六七城ヲ加ヘテ、百残ハ深ク降服ノ意ヲ表シシモノト知ラレタリ」とのべ、個別的に『碑文』に列挙された城数に、『碑文』には記されなかった城数を合わせたものが、五八城になるとみたのであった。那珂通世の解釈もほぼこれと同じだが、ただ個別城数を二〜三城多く数えあげ、「大凡五十四城」とした。また三宅米吉はこれに従いながら、個別城数について「若し欠損の所に元来一字の城名多かりしならんには五十八にもなるべし」とし、ひとつの可能性を暗示した。⁽²⁰⁾

そこでこの暗示にもとづき、『碑文』に記された個別的な城名の合計数が五八城に達する可能性があるかどうか、その点を追究してみる必要がある。その場合、碑面の損傷は致命的な障害となるが、『碑文』第ⅢⅣ面の「新来韓穢」

条にみえる城名と共通するものが多く、じつはほとんどが共通する(第二章2「新来韓・穢諸城の支配」参照)ことを参考にし、かつ水谷氏の釈文を対照させると、以前に知られていた分に加え、新しく「城」字三字分の位置が確定できる(I 10 18、I 11 27、I 11 35)。以上の「城」字をめやすに数え直すと、最初の「寧八城」から「仇天城」(II 3)まで、「攻取」された最少限の城数五、〇が確認できる。五八城にあと八城が不足する。

残る八城が『碑文』にあったとすれば、それを許容する空格は、最大限を考えても、つぎの六所に限定される。

- (イ) 莫□□□□城〔I 11 17〕22〕
- (ロ) 沸□□□利城〔I 11 39〕II 1 2〕
- (ハ) □□□□穢〔II 1 19〕22〕
- (ニ) □□□□□□利城〔II 2 15〕23〕
- (ホ) □□□□盧城〔II 3 5〕8〕
- (ヘ) □□□□□□其国城〔II 3 12〕19〕

これらの空格に一字だけの名をもつ城名、つまり最小字数の城名を想定すると、新たに一、一城が得られ、それゆえ全部で六一城にも達する。さきに三宅が指摘したとおり、『碑文』に元来五八城の名が列挙されていた可能性は否定できないのである。

以上の想定は無条件に最多城数を求めたのであるが、これに現実的な条件を加味すると、その数は減少する。まず(イ)であるが、これが「古須耶、羅城」をうけ、下に「□而耶、羅城」があったとすると、これらと共通の表現をもつ「莫□□耶、羅城」の可能性が強い。それは連続して共通の表現をもつ「白模・盧城、各模・盧城」〔I 10 7〕14、III 13 39〕14 I と

Ⅲ147~10)や、「閩奴城、貫奴城」〔Ⅱ234~39〕などと同列に考えてよからう。「碑文」に連続して記された城名は、おそらく隣接した位置にあり、それゆえ元來同系の城名をもち、その漢字表記の際には同字を共用していたものであろう。つぎは(兩)であるが、『碑文』に「盧」字を用いた城名は、前記の白模盧城・各模盧城のほか、「牟盧城」〔Ⅰ1025~27〕があるが、その上に少なくとも一字を冠するのが常例のようにみえる。「盧」は por/nor/kor/hor の r音の備字であるから、それは当然であろう。さらに(ハ)の「其国城」は固有名ではなくて、百残国城を意味する可能性も強く、したがって少くともその前の一字は城名の一部とは考え難いので、ここには最大限四字分の空格が残るだけとなる。以上の現実的な条件のもとで求められる最多城数は八城で、合計はちょうど五八城となる。

そこでさらに検討されなくてはならないのは、この八城の数は一字の城名を前提とした最多城数であるということであって、それはおそらく実際には起りえない極端な事態であろう。いま字数が確定できる城名の場合について調べてみると、該当する計四五城のうち、一字城三、二字城三三、三字城八、四字城二の分布を示し、一字城三に対して、それ以外は四二の圧倒的な比率となる。これは一般的な傾向とみるべきであろう。そこで多数を占める二字城の場合を想定した上で、あらためて未釈の空格に当たてみると、許容される城数はわずかに四城に減り、全体では五四城となつて、五八城を下まわる結果となる。

以上を要するに、五八城の名がすべて『碑文』に刻記されていた可能性は否定できないが、現実的にはその可能性がきわめて少ないことも認めなくてはならない。それをどのように解釈するか、それがつぎの問題である。一つの立場は、例えば昔の想定のように、『碑文』に列挙された五四城程度の個別城数に、正体不明の城数を加えて、合計五八城が高句麗領域に編入されたとみることである。しかしこの場合、わずかに四~五城だけが城名表記から除かれなくて

はならなかった特別な理由に思い当たらない。

もう一つの立場は、碑面第Ⅰ面と第Ⅱ面との隅角上に、従来知られなかった一行があると想定することである。上述のように、城名を容れるべき空格を追求した結果この想定に思い至ったのであるが、このことはすでに末松保和氏が「数種の拓本や写真をしらべているうち、第一面と第二面との隅角上に、さらに一行(四十一字)を認むべきではないかという疑いを持つにいたった⁽²³⁾」といわれたことであり、その後さらにこの一行は約二〇字ぐらいであることなどが補足されながら、あらためて主張されている⁽²⁴⁾。もっとも、この隅角上に想定される一行については、中国科学院から否定的な返信が伝えられたとのことであるが、なお将来の調査に待ちたいところである。⁽²⁵⁾

碑面第Ⅰと第Ⅱ面の隅角上の様子は、今のところ、明治三八(一九〇五)年以前撮影⁽²⁶⁾とおもわれる内藤湖南の旧蔵にかかる写真(京都大学人文科学研究所蔵)、大正二(一九一三)年に関野貞ら調査時の撮影になる写真(今西春秋氏蔵)、大正七年の黒板勝美調査時の撮影写真(東洋文庫蔵)などでその一斑を推察できるとどまるが、それによると当該碑面には『碑文』通常の一行四一字を彫りこむ字格の余裕はない。だがさらに上記写真を観察すると、隅角線上の下部はさきの指摘のとおりであるが、その上部の一部分、すなわち第三字から第一六字あたりに相当する碑面は、どうか一五字前後の『碑文』を許容するように判断される。そしてこの所見は、末松氏がここに指摘される字数、つまり朝鮮総督府から印行された縮刷石印拓本(池内宏『通溝』上巻図版3031にさらに縮写されているもの)から読みとろうとされる「文字の痕跡約二〇字」にほぼ対応し、しかもそれはここに予想された四〜五城の城名に必要な字数の十数字分に相当する。

ひるがえっておもように、『碑文』研究史の上で、隅角上の一行が問題とされるのはこれが始めてではない。大正二

年に關野貞・今西竜らが第Ⅱ面と第Ⅲ面の隅角上に新しい『碑文』一行を発見して、総『碑文』行数を四四行に改めたのは周知のとおりである。また、一行四一字の原則のうちにも、ままその数を満たさぬ事例が指摘されている。『碑文』第一段から第二段への移行の場合の空格二字分〔I 6 40・41〕もその例に属するが、この際参考になるのは、第Ⅱ面左上部の欠字を指摘した例²⁸⁾、また第Ⅳ面右上部の欠字〔IV 111~114〕の例²⁹⁾であって、これらはいずれも碑面に刻字すべき余地がない場合であつた。それゆえ、上述した第Ⅰ面と第Ⅱ面の隅角上に一行十数字を新たに想定するということは、とくに異例というには当たらないであらう。

これまで永樂六年条の「五十八城」と、個別的に列挙された多数の城名との關係を検討してきた。その過程で、今後の碑面調査に待たなくてはならないところを残すとはいへ、高句麗が「攻取」し、高句麗領域に編入された旧百残の五八城が、逐一『碑文』に明記されていた可能性のきわめて強いことを指摘した。そして永樂十七年条の六城についても同様に考えられるので、広開土王一代に領域化された城は、その城名一つひとつを『碑文』に刻記し、後代に伝ようとしたものと考えてよからう。

以上、二節にわたって述べ来たことは、つぎのようにまとめられる。まず第一に、広開土王代は高句麗の飛躍的な発展期であり、周辺地域でしばしば戦鬪を展開したが、領域拡大に結果したのはおよそ三戦であり、その第一段階は永樂五年の裨麗戦、第二段階は六年の百残戦、第三段階は十七年の戦鬪（おそらく百残戦）であつた。第二に、領域拡大は王代の初期に集中的に成功したが、その規模と史的意義の大きさでは永樂六年の百残戦が重要であらう。その結果として百残の五八城が高句麗領に没入し、『三国史記』卷二五の辰斯王八（三九二）年七月条によれば、高句麗は「漢水北諸部落」を手中に収めたのであり、なお『碑文』に「百殘南居韓」（IV 2）の文字があるところからすれば、

百残国都（慰礼、今の広州）以南にも支配の手をのびしたのであって、ここに高句麗南進策の画期的進展をみたのであった。また第三に、三段階にわたって進められた領域拡大の成果は、広開土王の名にふさわしい偉大な勲績を後世に伝えるため、有機的に構成された『碑文』第二段の紀年記事の末尾に、簡潔で明確な文言「凡そ攻・破せる所の城は六十四、村は一千四百」の一三文字に集約されて宣揚された。高句麗の領域支配は、「城と村」の「攻・破」を通じて拡大されたのであった。そして第四に、攻・破された城と村は、その戦果がもたらされた年次ごとに碑石に記録されたが、村については永樂五年の稗麗の營（Ⅱ村）六〇七程度、六年の百残の村七百ぐらいは概数のみを記した。それに対して城については、六年の百残五八城、十七年の六城の城名を一つひとつ碑石に刻みこんで明示した。これは城と村の扱いの違いを示しているが、重要なのは、領域の拡大に当っては城と村の攻・破を重視し、城と村の領域化をもって広開土王の領域拡大が著実に進展していったことを示したことである。

1 従来、『三国史記』広開土王紀が『碑文』とほとんど合致しないことは、よく指摘されてきたところであるが、『碑文』を尊重することは当然としても、王紀を無視してはならない。武田幸男「高句麗広開土王紀の対外関係記事」（『三上次男博士頌寿記念 東洋史・考古学論集』一九七九年）。

2 3 朴時亨『広開土王陵碑』（社会科学学院出版社、ピョンヤン、一九六六年）二〇七頁）。

4 横井忠直『高麗古碑考』（和文、明治一七年七〜一二月執筆、無窮会図書館蔵）。なお青江秀『東夫余永樂大王碑銘解』（明治一七年七月執筆、国会図書館蔵）は、問題の一三文字を永樂廿年条記事から切りはなし、つぎの第三段冒頭の文章としている。

5 菅政友「高麗好太王碑銘考」（『史学会雑誌』二五（一八九一年一月）四四頁）。

6 朴時亨『広開土王陵碑』（前掲）二〇七〜二〇八頁）。

7 武田幸男「高句麗好太王碑文にみえる帰王について」（末松保和博士古稀記念会編『古代東アジア史論集』上巻（吉川弘文

館、一九七八年〕九七～一〇一頁。

8 浜田耕策「高句麗広開土王陵碑文の研究」〔朝鮮史研究会論文集一一〔一九七四年三月〕一四頁〕。

9 朴時亨『広開土王陵碑』(前掲)二二〇～二二二頁)によると、「新來韓穢」関係の城敷を三七と数え、残りを一六とするが、一城の差を生ずる理由は不明である。いまは全城三六にもとづいて記す。

10 武田幸男「高句麗好太王碑文にみえる帰王つについて」(前掲書九七～一〇一頁)、同「高句麗広開土王紀の対外関係記事」(前掲書二七一～二七二頁)。

11 那珂通世「高句麗古碑考」〔史学会雑誌〕四一四九〔一九九三年二月〕原載、『那珂通世遺書』〔大日本図書株式会社、一九一五年〕四九七頁。

12 那珂通世「高句麗古碑考」(前掲書四九七頁)。

13 『三国志』卷三〇魏書の東夷伝・高句麗条に、「溝瀆者句麗名城也」とある。那珂通世「高句麗古碑考」(前掲書四九七頁)。
14 三宅米吉「高句麗古碑考」(考古学会雑誌)二一三〔一九八八年七月〕八七～八八頁。

15 浜田耕策「高句麗広開土王陵碑文の研究」(前掲誌一四～一五頁)。

16 水谷悌二郎「好太王碑考」〔書品〕一〇〇〔一九五九年六月〕原載、『好太王碑考』〔開明書院、一九七七年〕所収。

17 「破」字は永樂六年条(辛卯年記事)にみえ〔I 9 14〕、さらに九年条にもある〔II 7 22〕。ただ領域化を意味する用語にはなお「略来」〔IV 6 17〕があげられる。

18 楊守敬「高句麗広開土好太王談德碑跋」〔神州国光集〕九〔一九〇九年〕所収、酒井政蔵「好太王碑面の地名について」〔朝鮮学報〕八〔一九五五年一〇月〕五四頁。

19 『碑文』ではたまたま広開土王の即位時の年齢一八歳を「二九」〔I 5 1・2〕で表わしているが、これは「卷八」を「十八」に読むよみ方とはまったく関係がない。

- 20 菅政友「高麗好太王碑銘考」(前掲誌二二(一九九一年一〇月)二三頁、三三頁)、那珂通世「高句麗古碑考」(前掲書四九〇～四九一頁)、三宅米吉「高麗古碑考」(前掲誌二二(一九九八年四月)三頁)。
- 21 那珂通世「高句麗古碑考」(前掲書四八七頁)は「遼國其國城」と推定する。
- 22 『碑文』の「新來韓穢」条での調査では、一字城三、二字城二二、三字城五、四字城一の結果を示す。
- 23 末松保和「高句麗好太王碑文」(『歴史教育』七―四(一九五九年四月)原載、『日本上代史管見』(一九六三年)一七四頁)。
- 24 末松保和「好太王碑と私」(『古代東アジア史論集』上巻(前掲)一〇～一五頁)。
- 25 末松保和「好太王碑と私」(前掲書一頁)。
- 26 李進熙『広開土王陵碑の研究』(吉川弘文館、一九七二年)一五六～一五八頁)。
- 27 28 関野貞「滿洲輯安県及び平壤附近に於ける高句麗時代の遺跡」(『考古学雑誌』五一三(一九一四年一月)原載、『朝鮮の建築と芸術』(岩波書店、一九四二年)二九六頁)、今西竜「広開土境好太王陵碑に就て」(『訂正増補 大日本時代史(古代)』附録(一九一五年)原載、『朝鮮古史の研究』(国書刊行会、一九七〇年)四五六～四五七頁)。
- 29 水谷悌二郎『好太王碑考』(前掲)六五頁)。

第二章 新來韓・穢諸城の支配形態

1 守墓役体制の改革

高句麗の領域支配は多様な形態で行われたが、四～五世紀におけるその全体像は容易に把握し難いところがある。

広開土王碑からみた高句麗の領域支配

そのうちにとくに地方官の派遣によって実現される領域支配の形態、例えば後代に認められる褥薩(都督に比す)・処閩近支(道使、刺史に比す)などによる地方支配の展開が、この時期にまで溯って追究できることは望ましいが、今のところそれはきわめて困難である。

もっとも、処閩近支については、『翰苑』注所引の『高麗記』が「諸城置_二処閩_一、比_二刺史_一、亦謂_二之道使_一、道使治所、名_三之備_二」と述べているのは興味深いところであって、もしこれが『碑文』永樂五年乙未条の「備」〔I 8₂₄〕に相当するものならば、すでに四世紀において処閩近支(道使)あるいはその前身とみなしうる地方官的存在が想定され、少くともその「治所」として機能した「備」が確められることになる。そしてこの備に根拠をおく道使は、高句麗の領域支配体制のなかでもっとも基本的な地位と機能を有していたとみなされ、またこれが先驅的形態となって百濟・新羅の道使制が登場するようになったと考えられるので、とくに注目し値する。だが、『碑文』の「備」にかんするこの解釈が誤りないとしても、当代の領域支配の全貌は、ほとんど不明のまま残されることに変わりはない。

こうした観点から『碑文』を見直すとき、高句麗の領域支配を具体的に示す形態の一つが、その第三段つまり「守墓人烟戸」条に直書されていることに気付くであろう。すなわち碑石の第Ⅲ～Ⅳ面にかけて書かれた六百三十七字ばかりの『碑文』は、広開土王の陵墓を守護する国家的な力役徴収の体制、いわば守墓役体制の実態を示すばかりでなく、きわめて部分的ではあるが、それを通じて高句麗の領域支配の実態とその性格を追究する緒口をわずかながらひらくものとして期待される。

さて、守墓人烟戸条には、広開土王墓を守護するために高句麗領域の各地から徴発された烟戸が、「守墓人烟戸」〔Ⅲ 8、Ⅳ 8〕、「守墓戸」〔Ⅳ 7〕、「烟戸」〔Ⅳ 8〕あるいは「守墓人」〔Ⅳ 9〕などの表現で銘記されている。この「烟」

は後代にもあらわれるものであって、例えば新羅の緑邑支給帳様文書にみえる「孔烟」「計烟」「烟」がそれに当り、それはおよそ一〇人強の家族をかかえる自然的な家族共同体であった。⁽²⁾ 後世の新羅における「烟」が、隔った時期と地域をとり越えて、当代の高句麗でもそのまま認められなければならないということには問題がある。だがここでは、それは何らかの意味での家族共同体を中心とし、守墓役を国家的な規模で徴発される基礎単位として特定された家族的血縁集団と理解しておきたい。

それならば、『碑文』に多用されている「家」の文字も、「烟」||「戸」とまったく同義に理解してよからう。「家」は一見して「烟」「戸」と区別され、それらと対比されながら、それ独自の内容をもつかのようにならされた場合もあるようであるが、同地・同種烟の事例に限って定型的表現「某地↓幾家↓為某烟」をとるのであり、二種烟(国烟と看烟)の事例では「某地↓国烟幾・看烟幾」と表現される。それは単に表現上の相違にすぎず、「烟」「戸」が「家」で代置されるという『碑文』の用字法、例えば「守墓人烟戸」はすなわち「都合三百卅家」〔IV 7 27~32〕にほかならないということ、あらためて指摘するまでもあるまい。

いま問題の守墓人烟戸条は、大きく二分して考察するのが適當であろう。その一つは守墓役体制を直接担当する烟戸の種類別とその数を地域ごとに列挙した部分、いわば烟戸リスト表の部分〔Ⅲ 8 21~IV 5 4〕であり、もう一つは守墓役体制の現況をふまえて、その変遷を述べた部分〔IV 5 5~IV 9 41〕である。まず烟戸リスト表によれば、広開土王墓の守墓人烟戸は、旧来の領域の人民つまり「旧民」〔IV 5 28・29、36・37、IV 7 8・9〕から取られたものと、広開土王が「躬ら巡りて略来せし所の韓・穢」〔IV 6 14~20〕の人民、つまり「新来韓・穢」〔Ⅲ 11 13~16〕の人民とから構成されており、両者はあわせて「新・旧守墓戸」〔Ⅲ 7 15~19〕といわれた。

表 1 新・旧別守墓人烟戸数

	地 域	烟戸 (家) 数		
		国烟	看烟	計
旧	14	10	100	110
新	36	20	200	220
計	50	30	300	330

守墓役体制が新・旧両民によってになわれた事実、そしてそこに至るまでの広開土王と長寿王との新民観・旧民観は、当時の高句麗の政治的・社会的動向を考える場合に興味ある視点を提供するであろう。すなわち『碑文』〔IV 55~732〕には、

国岡上広開土境好太王存時、教言「祖王先王、但教『取遠近旧民、守墓洒掃、』吾慮旧民軫当羸劣、若吾萬年之後安守墓者、但取吾躬巡所略来韓穢、令備洒掃」言教如此、是以如教、令取韓穢二百廿家、慮其不知法、則復取旧民一百十家、合新旧守墓戸、国烟卅、看烟三百、都合三百卅家。

とあり、その間の事情を説明している。広開土王は生前すでに自分の守墓人烟戸のことを考え、自ら略来してきた新来の韓・穢人だけで守墓・洒掃に当らせる意向であったという。だが長寿王は、父王のその教にもかかわらず、結局、新民・旧民あわせて合計三百三十家を徵発することにした。その内訳は、新民・旧民の別、および国烟・看烟の別など、いくつかの要件を相互に按配し、形式的にもそれなりの整合性を求めて、苦心のあとを示している(表1参照)。

そこで問題となるのが、守墓人烟戸のなかの区別、「国烟」と「看烟」の区別である。ところが周知のとおり、これについては明解がないまま、わずかに、那珂通世の「国烟ハ、主ト為リテ、看烟ハ、補助セル者ニ似タリ」という説明の枠を越えない答で満足せざるをえない現状にある。国烟と看烟の比は、地域の新・旧の別にかかわらず一対一〇を示し、国烟が主ならば、看烟は従であり、補助的な役事を担当したというのは首肯できる。そのうえでなお推測をめぐらせば、補助役たる看烟が荷う役事の一端は「看」字に表わされているのであって、それは見守る、見つめる

の義であり、当面の役事に関連していうと、王墓の看守・看視・看護の謂にほかならない。他方、国烟の性格は「国」字に表現されているはずであり、それは文字どおり、高句麗国を指しているのであって、具体的には首都の国内城の所在地であり、また広開土王墓とその墓碑が現存する「国、岡上」〔I 4、IV 5、IV 8、およびおそらくIII 2 22、24〕の地を意味すると考えられる。

首都と王墓が存する国岡上で守墓役の国家的労役を指定された国烟は、新民や旧民の別なく地方から徴発され、国岡上に集住させられ、またその国烟を補助して守墓役を遂行しなければならなかった看烟は、国烟一に対して看烟一〇が組みあわされたのであろう。小計一一烟の各組が守墓役の基礎的な労働編成の単位であったが、城などで示される個別的な在地の応役烟戸数は一一烟に達しない事例が大半であり、まして国烟と看烟の比率が一对一〇になる例はきわめて稀であるところから考えるに、さきの労働単位の編成は在地における社会的諸関係に重点をおくものではなく、むしろ強方によって編成された労働単位であったとおもわれる。

全部で三〇組に達する労働単位の具体的な作業の実態ははるか想像の埒外にあるが、注目すべきは国岡上、つまり通溝平野に現存する王陵級の古墳に、或る種の建築址が確められるという報告である。同地に現存するはずの広開土王墓の擬定については、これを東崗の「太王陵」にあてる説と、「將軍塚」に比定する説とに分れて対立している。これら石築の二大古墳のほかに、平野には東崗の臨江塚、西崗の北大陵・南大陵、麻線溝の千秋塚・西大塚など、いずれも王陵級と目される石築古墳が点在しているが、未調査の臨江・西大の両塚を除いて、他の古墳にはみな高句麗瓦樽などを出す建築址があつて、しかもそれらは「陵の祭祀又は守陵に関する建築」址であるといふ⁽⁵⁾。この指摘の確認と精細な研究は今後のことに属するが、もしこの判定に誤なければ、『碑文』にいう守墓役体制の一端が、遺物に即

して明らかにされる可能性がある。

つぎに問題となるのは、守墓人烟戸の徵発単位が「城」であらわされたことである。守墓人徵発の基礎単位は家族的な血縁集団としての烟戸^{II}家であって、その烟戸の現実的な生活基盤が聚落としての村においては考えられず、その意味において在地社会での村の役割は無視されてはならない。しかし守墓人烟戸の徵発単位として設定されたのは城で代表される地域であった。戸の徵発は城単位に集計されるのであり、それゆえ守墓役体制の維持に対する直接の責任は、それぞれの城にあった。烟戸の数が、その烟戸の種別とその数とともに、城ごとに逐一「碑文」に刻記された理由は、まさにここにあったとおもわれる。広開土王が「吾が万年の後に守墓する者を安ぜん」〔IV 6〕と期待した守墓役体制は、「城—戸（家）」という在地的土台の上に組織化されていた。現実的な社会関係の場としての村を背景にもちながらも、守墓役の徵発と体制の維持に際してまず城が重視されたのは、高句麗の領域支配が城に対する支配を楨杆にして確保され、進展していった事実に対応する。

これまで指摘してきた広開土王墓の守墓役体制を前提にして、さらに問題となるのは守墓役体制の改革である。高句麗葬礼における守墓役の展開過程は、もとより明らかではない。例えば『三国史記』卷一六の新大王一五（一七九）年九月条（同卷四五・明臨答夫伝も同文）に、

国相〔明臨〕答夫卒、年百十三歳、王自臨働、罷朝七日、乃以礼葬^ニ於質山、置^ニ守墓[、]二十家^一。

とあって、伝承的な記事ではあるが、高句麗における守墓役の徵発は、後代の陵戸の設定のように、かなり古い来歴をもつようにおもわれるが、それを確実に追跡することは不可能である。しかし古くより王墓に守墓人烟戸を置いたのは確かであって、長寿王代になって始めて実現したのでないことは、『碑文』自体が物語る。

まず注目されるのが、旧民から新民への変化である。前掲『碑文』によれば、祖王・先王の「遠近の旧民を取りて、墓を守り、酒掃せしめよ」という教にもかかわらず、広開土王はあえて「吾れ躬ら巡りて略来せる所の韓・穢」、いわば新民をもつてこれにあてようとした。実際には、長寿王によって旧民一に對し新民二の割合に改められたが、広開土王の配慮には、「旧民が転じて羸劣に当らん」というような、長期的な展望のもとでの守墓役体制維持にかんする、のつびきならない悲觀論が惨み出ているようである。ここに、新民への一種の示威とともに、新民への相対的に高い評価が生れる余地があった。守墓役体制における守墓人烟戸の微発に際して、旧民から新民への変化が実現された。つぎに注目されるのは、その後が続く『碑文』〔IV 733~841〕、

自_レ上_レ祖先王_ニ以來、墓上不安_ニ石碑_ニ致_レ使_ニ守墓人烟戸_ニ差_レ錯_ト、唯_ニ國岡上_ニ廣開土境好太王_ニ、盡_ニ為_ニ祖先王_ニ、墓上立_レ碑_ニ、銘_ニ其烟戸_ニ、不_レ令_ニ差_レ錯_ト。

にみえる「立碑」「銘戸」のことである。墓上、つまり墓のほとりに碑を立てるといふのは、まさしく広開土王墓のほとりに『廣開土王碑』を建てたことと同義であり、また烟戸を銘すとは、『碑文』に守墓人烟戸条、わけても守墓役を直接担当する烟戸の種類別とその数を、城ごとに集計・列挙した烟戸リストを刻記することであろう。これを行ったのは広開土王であつて、それ以前においては石碑を安置したためしはなかつたという。すなわち立碑・銘戸は新らたに施行された守墓役体制の強化にはかならず、その改革を示す重要な施策であつた。これなしには、烟戸は差錯し、その労役編成は効果的に機能し難くなつていたのである。

さらに注目されるのは、守墓人烟戸の売買規制である。『碑文』〔IV 91~41〕には、前文につづいて、

又_レ制_ニ「守墓人、自_レ今以後、不_レ得_ニ更相_レ轉_レ売_ト、雖_レ有_ニ富足_レ之者_ニ、亦不_レ得_ニ擅_レ買_ト、其有_レ違_レ令_ニ、売_レ者刑_レ之_ト、買_レ人制

令「守墓之。」

とあり、『碑文』末尾をしめくくる。ここで問題となるのは第一に、被売者の性格である。売買の客体であるという点から、これを奴婢・賤民と規定するむきもあるようである。確かにそれは無視できないが、城支配を媒介にして地方から徴発され、編成された守墓人が、みな元来奴婢・賤民であつたとは考えられない。しかしまた、遠く在地的関係をたち切られ、首都に集住させられて、国家的規模の力役体制に組織されるならば、それは政治的に無力な存在となり、社会的に賤民化されるのは当然であろう。第二に、売買の主体である。売る者は、『碑文』によると、「更に相ひ、転売するを得ず」といわれており、実際には首都の勢力者を含むのかもしれないが、守墓人相互間の関係のようにも解されよう。それに対して買う者の代表は「富足の者」、つまり首都の勢力者であつて、これが決して守墓人を指すのではあるまい。このように解して、この命令に違つた場合の措置、すなわち売者は刑し、買人は守墓させられることの罰則としての意味が了解できよう。売者が守墓の罰を受けないのは、すでに守墓人であるからであり、また買者が守墓の罰を蒙るのは、彼は守墓役を課せられていない首都の富足者だからであろう。そうとすれば、この売買規制の背後には、守墓人のうち、おそらく国烟層を中心とする売者と、首都の富足者を買人とする関係において、看烟層が売買されるような事態が進展していたのではあるまいか。そして第三はこの規制の発布者についてであるが、『碑文』の「又」字を字義どおりに理解して、やはりこれも広開土王と考えておきたい。

広開土王は守墓役体制を大きく改革した。碑を立てて烟戸を銘記し、烟戸の売買を規制したうえ、烟戸を新民に改めようとした。これを逆にいえば、それ以前、つまり国内城に遷都して以来、おそらく第一〇代山上王より第一八代故国壤王までの全王墓については、伝統的な守墓役体制が施行され、維持されてきたのであつたが、しかしそのころ

までは立碑・銘戸のことや烟戸売買のことはなく、守墓人は高句麗本来の旧民を中心として編成されていたことになる。そしてこのような守墓役体制の改革は、富足者の登場に代表されるような高句麗社会の変動に対応するものであり、その限りにおいて直面する深刻な矛盾を反映していた。

その対応策で注目すべきものの一つは、拡大した領域支配をも前提とする、客観的な行政基準の設定であろう。広開土王が烟戸差錯を是正するためにとった立碑・銘戸の方策は、その方向をおしすすめるものである。そして長寿王が建立した「広開土王碑」、わけてもその第三段をなす守墓人烟戸条の『碑文』が直接その方策をうけつぎ、それを発展させたものであるからには、『碑文』の構成に対しても、新しい観方が可能となってくるのではあるまいか。すなわち広開土王の世系を中心に叙述された第一段は、いわば序論である。以下の本論のうち前半部の第二段は、広開土王の武勲を述べたものであり、第三段で守墓人烟戸を記銘している。これを時間的展開にそって意義づければ、第一段は祖王・先王につらなる大過去の時代であり、第二段は広開土王一代の過去の時代にすぎない。ところが第三段は、広開土王に発し、それに由来するのではあるが、ほかならぬ長寿王が統治する現在のことであり、それはまた未来へ接続する。『碑文』自体にとつて最も切実な現実の課題は、第三段にいう守墓役体制の確立であつたにちがいない。

しかもそれらの現実的な課題が、祖王・先王の「教」〔IV 5 24〕、広開土王の「教」〔IV 5 17、IV 6 26、IV 6 32〕あるいは「制」〔IV 9 1、IV 9 37〕・「令」〔IV 9 30〕で扱われ、『碑文』のこの部分が、あたかも法令の集積のような観を呈する。末尾の売買規制に至つては、罰則で威赫する国法そのものであり、碑石の設置場所やその威容から考えて、きわめて効果的な公示方法であつたと評することができよう。このような文言による国法の規定は、その史的前提として『三國史記』卷一八に小獸林王三（三七三）年と伝えられる高句麗律令の始定を想起させる。その方向にそつて、『碑文』

第三段は、高句麗の法的支配における明文化・客観化を体现するものであった。

首都がおかれた国岡上には多数の王墓が点在し、それらは城を媒介にして徴発された烟戸によって守護されており、こうした守墓役の体制は伝統的に継続されていた。ところが広開土王は、拡大策と社会的矛盾の進展に対応して、これに大きな改革を加えた。その改革を確める過程で、城支配の重視という基本策を確認し、さらに広開土王の成文法や新民観にも注目したのである。

2 新來韓・穢諸城の支配

伝統的な守墓役体制に対する広開土王の改革のうち、「吾れ躬ら巡りて略來せし所の韓・穢」だけを取って己の守墓人にしようとした目論は果せなかつたが、しかし「新來韓・穢」〔Ⅲ113~16〕の三六地域から、旧民の二倍に当る二百二十家が徴収されて、その意向の大半は実現された。そこで検討されなくてはならないのは、高句麗領に新しく編入された新來韓・穢の地域三六に対して、どのような形態の領域支配を行ったかという問題である。

これまでこの新來地域に関しては、これら地域と『碑文』第二段の紀年記事にみえる地名、とくに広開土王が攻破した諸城との比較・対照が論及されてきた。那珂通世はこれについて新來地域を三分類し、(イ)「丙申ノ役ニ見エ」るもの(二)(確定)、(ロ)「丙申ノ役ニ取リタル」と推定できるもの(一)(推定)、(ハ)「大抵丙申ノ役ノ諸城中、泐ケテ読メズナリタル者」一三とその数をあげた。⁽⁷⁾ここですでに、新來地域はすべて丙申年の五八城に含まれているはずだという枠組が提示されており、これでその後の基本的な方向が固まった。三宅米吉もこの方向にせい、「三十六の内多くは百残の役に抜きしものにて其の二十一は確かに同一なり」と指摘している。⁽⁸⁾

ただ近来、朴時亨氏があらためて検討した結果、(イ)「永樂六年の遠征に明白に出ているもの」九(確定)、(ロ)「永樂六年記事に該当するとみてよいもの」八(推定)、(ハ)「字は異なるが〔該当するの〕ではないかと考えられるもの」二(仮定)とし、以上に含まれない残余の一六地域については「大部分、この伏字十八個所〔永樂六年丙申条の五八城のうち城名不明の未積個所を指す、武田〕と、其他、永樂一〇年加羅遠征記事に伏字となつてゐる城の中に含まれるのであろう」と考えた。⁽⁹⁾ これまでと違うのは、五八城以外に、永樂十(四〇〇)年にみえる諸城に可能性を見出した点である。だがすでに指摘したように、その年に高句麗が加羅地方で「攻・破」した地域、つまり領域化してしまつた諸城は認められない(第一章1「攻・破された城と村の総計」参照)。むしろその可能性が追求できるのは、永樂十七年(四〇七年)に「破」られたと推定される六城の方である。だが判読可能な二城、すなわち「沙溝城、婁城」〔Ⅲ527~31〕は新来地域になく、またわずかに判読される「 城」〔Ⅲ541~62〕も該当しない。後者の場合、新来地域の「那旦城」〔Ⅳ47~9〕に対応しそうにみえるが、これは六年五八城のなかの「那旦城」〔Ⅱ129~31〕そのものである。そもそもこの六城の場合は、拠点としての城を確保しただけであると考えられ(第三章2「守墓役免除の新来領域」参照)、守墓人烟戸を徴発できるような領域化は実現しなかつたものとおもわれる。すなわちこれまでの所説の枠組は、結果的に否定されていまいといえよう。

そこで重要なのは、水谷悌二郎氏の『碑文』釈文である。同氏は正面きつて地名の異同を論じているわけではないが、同氏所蔵のいわゆる「原石拓本」によつて、じつに精緻・細密な検討の末、従来知られてきた『碑文』の新釈文を大きくおし進めた。その過程で、両地名の異同が徹底的に吟味されたはずであり、当該問題にとつても確実な前進が望めるようになったのである。⁽¹⁰⁾ この水谷釈文にもとづいて整理すると、守墓人烟戸条はつぎのようにまとめられる(表2)。

表 2 守墓人烟戸内訳および地名対照表

国 烟	看 烟	番 号	地 名	永楽6年条地名	備 考
2	3	(1)	売句余民		
3	5	(2)	東海賈		
	4	(3)	敦城民		
	1	(4)	于城		
2		(5)	碑利城		
1	10	(6)	平穰城民		
	2	(7)	訾連		
1	43	(8)	□婁人		
	2	(9)	□谷		
	2	(10)	□城		
	22	(11)	安夫連		
	3	(12)	□谷		
	3	(13)	新城		
1		(14)	南蘇城		
[10]	[100]		[小計]		
1	1	(15)	沙水城		
	2	(16)	牟婁城	牟婁城	那*, 三*, 朴*
	5	(17)	園比鳴岑韓		
	2	(18)	勾牟客頭		
	1	(19)	求園韓		
3	21	(20)	舍薦城韓穢	□舍薦城	那**, 三*, 朴**
	1	(21)	古園耶羅城	古須耶羅城	那**, 三**, 朴**
1	3	(22)	園古城		
	1	(23)	客賢韓		
	10	(24)	阿旦城	阿旦城	那*, 三*, 朴*
		(25)	雜珍城	雜珍城	那**, 三*, 朴**
	9	(26)	巴奴城韓		朴**
	4	(27)	白模盧城	白模盧城	那**, 三**, 朴**
	2	(28)	各模盧城	各模盧城	那*, 三*, 朴*
	3	(29)	牟水城		
1	3	(30)	幹氏利城	幹氏利城	那*, 三*, 朴*
1	7	(31)	弥鄒城	弥鄒城	那**, 三*, 朴**
	3	(32)	也利城	也利城	那**
1	2	(33)	豆奴城	豆奴城	那*, 三*
2	8	(34)	奧利城	奧利城	那*, 三*, 朴*

国 烟	看 烟	番 号	地 名	永樂6年条地名	備 考
2	5	(35)	須鄒城		
1	5	(36)	百殘南居韓		
	6	(37)	大山韓城	大山韓城	那*, 三*, 朴
1	7	(38)	農壳城		三**, 朴**
2	22	(39)	閭奴城	閭奴城	那*, 三*, 朴*
2	8	(40)	古牟婁城	古牟婁城	那*, 三*, 朴*
1	8	(41)	瑑城	瑑城	那**, 三**
	6	(42)	味城		
	5	(43)	就咨城		那**, 三**, 朴**
	24	(44)	𠂇穰城	𠂇穰城	那*, 三*, 朴**
1		(45)	散那城	散那城	那**, 三**, 朴**
	1	(46)	那旦城	那旦城	
	1	(47)	勾牟城	勾牟城	那*, 三*, 朴*
	8	(48)	於利城		那**, 三**, 朴**
	3	(49)	比利城		那**, 三**
	3	(50)	細城	細城	那*, 三*, 朴*
[20]	[200]		[小計]		
30	300		合計		

備考 1 那; 那珂通世。三; 三宅米吉。朴; 朴時亨

備考 2 * 確定。 ** 推定・仮定

表2(番号⑤)⑥)によると、永樂六年の五八城との対照において、新来地域三六はあらためてつぎのように区分できる。第一区分は六年条の城名と明らかに対応するもの二一、第二区分は明らかに対応しないもの五、第三区分は以上二区分に属するかどうか不明のもの一〇である。当面の問題は第三区分の解釈である。

第三区分に属するもののうち、⑧農売城、⑫味城、⑬就吝城の三城は、六年条の城名と重複・対応する可能性が少くない。まず農売城と就吝城であるが、これは各おの六年条の「婁売城」〔II 1 23 ~ 25〕と、「就鄒城」〔II 2 24 ~ 26〕に該当するという解釈がもっぱらである。⁽¹¹⁾ 断定できないが、用字とその音通から、これまでの解釈が可能であるといえよう。つぎは味城であるが、これは六年条の「林城」〔II 2 13 ~ 14〕と一致する可能性がある。「味城」の水谷拓本での字面は明瞭で、その釈文に疑点はないが、「林城」の方はかなり不明確であり、再考の余地が生じる。それゆえ以上三城の重複はありえぬことではない。

第三区分に含まれるものうち、残る⑮沙水城、⑯灵古城、⑰巴奴城、⑱牟水城、⑳須鄒城、㉑於利城、㉒比利城の七城についても、対応の可能性が完全に封ぜられているわけではない。これら諸城の表記に要する字格を考え、これを六年条の未積空格に対比させると、それらを許容してなお充分の余裕もある。そのうえ第I ~ II面の隅角上に一行(一〇数字分)を認めてよいとするならば(第一章2「永樂六年条の五八城」参照)、その可能性はいっそう大きくなる。可能性と実際に対応することとは異なるが、第三区分の一〇城が六年条の五八城に含まれていた可能性はかなり高い。ただ、含まれていない余地をも残しておかなくてはならないが、それはたかだか数城に限られるであろう。

新来地域の大部分は百済時代の地名を称したまま、高句麗領に編入された後にもそれが受けつがれていた。高句麗による地名の継承は、それ以前における百済の城支配の形態がそのまま継承されていたことを暗示する。その一

面は、城支配を媒介にして実現された守墓役体制が示すところである。一城だけで調整しかねる守墓役の徴発は、例えば「24阿且城・25雜珍城、合十家_二為_一看烟_二」〔Ⅲ13 18～29〕のように、城の範囲を越えて行われたが、その場合でも、旧百濟時代からもち越された阿且城と雜珍城を前提にして、しかもあくまで城単位の徴発を基本とするという点では変りがない。旧来の支配形態を破壊せず、むしろそれを温存し、利用しながら、新來諸城の支配を確保していったのであろう。

新來韓・穢の地域は、そのほとんどが永樂六年条の城名に含まれ、その範囲を出ないものであり、高句麗の守墓役体制は旧百殘領の新來諸城を中心にくちたてられた。そして高句麗の新來諸城に対する支配は、旧来の百殘による諸城支配をうけつぎ、またこれ以後の高句麗領域支配の基本的な展開方向を指し示すものとなったとおもわれる。

3 新來韓・穢諸城の改編

新來韓・穢諸城に対する高句麗の基本的態度は、旧百殘時代の城支配を受けつぐものであったが、現実にはその態度に徹しきれないことも生じたであろう。そこに、領域拡大に際して、地方組織の改編が問題となってくるのであるが、以下その実相の一面を指摘してみよう。

その場合にとりあげなくてはならないのが、さきに新來韓・穢地域で第二区分に含めた五地域であって、それらは守墓役体制の徴発単位とされながら、永樂六年条にみえる城名とは「明らかに対応しないもの」である。それら五地域とは、(17)豆比鴨岑韓〔Ⅲ11 34～38〕、(18)勾牟客頭〔Ⅲ12 3～6〕、(19)求底韓〔Ⅲ12 12～14〕、(23)客賢韓〔Ⅲ13 10～12〕、(36)百殘南居韓〔Ⅳ1 41～Ⅳ2 4〕であるが、六年条の地名がすべて「城」字を付した城名であったのに対し、これらは例外な

く「城」字を欠き、城ではない地名である。すなわち旧百残の韓・穢居住地が高句麗領域に改編されたとき、高句麗は従来の城単位の支配を改め、他の支配単位を創出した可能性が大であつて、少くとも守墓役体制の改革に當つては、城支配の媒介なしに守墓烟戸の徵発単位として機能したのである。それらは元来、旧百残に存した区画ではない。それならばそれらに共通する特殊な性格が問題になる。

手がかりの一つは「百殘南居韓」にある。地名としての百殘南居韓には、既往の所説があるが、まず菅政友は、「此ノ百殘南居韓トハ、蓋シ王城ヨリ南ニ住メル韓人ナルヲ、殊更ニシカ断リタルモノト思ハルレハ、他ノ諸城ハ、王城以北ニアルコト明ケシ」と解した。⁽¹²⁾これは横井忠直の「百殘南居ハ、百濟ノ南ニ方ル地カ」という指摘を發展させたものとみられ、漢字義によつて地名を解したものである。これに對して那珂はこの借義説を批判し、あわせて「南居ハ、南ト男ト音通ヘバ、前文ノ男居城ナルベシ」と自説を示した。⁽¹⁴⁾つまり「南居」は借音であつて、永樂十年条にみえる「男居」〔II 8・24・25〕城に當るといふのであり、これ以後、格別な異論はない。⁽¹⁵⁾

しかしこの借音説には疑義がある。第一に、十年条の男居城が「百殘の南居」に當るとはおもえない。もし同一地名であれば、後出の南居に「百殘」を冠し、かつ前出の男居に「百殘」を冠しないのは理解し難い。また十年条の『碑文』を素直に読めば、新羅救援戦の要衝の男居城は、新羅城（新羅王城）とともに、これを新羅に属する城名とみるのが穩当であり、百殘とは関係がない。第二に、百殘南居は「城」字を欠き、むしろその点に特色があるわけであるが、男居城は城名である。第三に、十年の対倭戦は、すでに繰り返したように、高句麗の領域拡大とは関係のない戦闘であつて、守墓役体制に組みこまれるはずのない地域である。要するに両地は別のところであつて、その「百殘南居韓」と「男居城」の用字法の相違は、そのことを簡明に示していると考へなくてはならない。従つて、問題の百

表 3 六年丙申条にのみ記録された城

番号	城名	備考
(1)	寧八城	
(2)	関弥城	
(3)	牟盧城	
(4)	弥沙城	
(5)	古利城	
(6)	莫□□□城	三城名の可能性あり
(7)	□而耶羅城	
(8)	沸□□利城	二城名の可能性あり
(9)	掃加城	
(10)	敦□城	
(11)	婁売城	農売城と重複する可能性あり
(12)	□婁城	
(13)	蘇灰城	
(14)	燕婁城	
(15)	析支利城	
(16)	巖門□城	
(17)	林城	味城と重複する可能性あり
(18)	就鄒城	就咨城と重複する可能性あり
(19)	□拔利城	
(20)	貫奴城	
(21)	□□盧城	二城名の可能性あり
(22)	仇天城	

広開土王碑からみた高句麗の領域支配

残南居韓とは、字義そのままに、百残王都（南漢山、今の広州附近）より南方に居住する韓人の集団を意味するのであつて、古く示されていた旧解に賛成しておきたい。

百残南居韓に関するこの解釈によれば、これに「城」字が欠如する理由も自然に了解される。この韓人の集団は城単位の支配を受けていたのではなく、おそらく聚落到社会的基礎をもつ幾つかの韓人の群が集団的に把握され、それが守墓役徴収の単位となつて、国烟一・看烟五を徴発されたものであろう。こうした性格は、他の四地域にも共通してみられるものである。たしかに百済南居韓は借義表現により、他は借音表記にもとづくという相違はあるが、重要

なのは「城」字欠如の共通点の方である。それゆえ、永樂六年条の五八城のなかに、問題の豆比鴨岑・勾牟客頭・求底・客賢・百残南居を発見できないのは当然であつた。もともとそのような城名はなかつたからである。これら五地域においては、高句麗は旧百済治下で行われてきた城単位の支配を継承しなかつた。むしろ従来の城支配を解体し、改編して領域支配の再編を実現していった。その際に注目されたのは、

聚落生活を営む集団的な韓人の存在形態であり、いわばその集団的支配の形態である。

以上において、諸城の改編に關し新來地域に即して述べてきたが、今度は逆に、六年条の五八城に即して諸城の改編にふれてみよう。五八城のうちで新來三六地域に見出せず、六年条だけに記されたものがある(表3)。

表示した二二城のうち、重複する可能性をもつ(1)婁売城、(17)林城、(18)就鄒城を除けば、相互に対応・重複しない城数は一九となる。この数は碑面に多い未積空格の部分を見無視した上、城数を最小におさえるよう積読してあるので、これより少い数になることはない。

そこでこの一九城だが、これについてはおよそ二通りの解釈ができよう。その一つは、攻破されて高句麗領域に編入されたものの、その城は守墓役体制には編成されなかったというものである。この場合参考になるのは、広開土王墓の守墓役に徵發された旧民一四地域であつて(表2参照)、この地域は当時の高句麗全域からみて、ごく一部にすぎない。それに攻破された新民地域という点では同様でも、永樂五年条の稗麗の事例、また永樂十七年条の六城の事例でも、守墓役は徵發されなかった。したがつて、これら一九城が守墓役の免除地であつたという推定は成立するとおもう。高句麗は新來領域のうち、特定の諸城については、守墓役体制からこれらを除外したのかもしれない。

だが、もう一つの解釈として、一九城のうち徵發を免がれなかったものがあつたとも考えられる。そのわずかな可能性を(2)闕弥城「I 10 22 ~ 24」についてたどつてみたい。闕弥城は、『碑文』以外の文献の『三国史記』にも記録された三城の一つであつて、百濟の要衝であつた。ちょうど四世紀末ごろ、この城をめぐる高句麗と百濟の間に激戦が展開されたが、『三国史記』はその前後の過程をつぎのように伝えている。

百濟・辰斯王三(三八七)年九月 與_三鞞鞫_一戰_二闕弥嶺_一、不_レ捷。

高句麗・広開土王元(三九二)年一〇月 攻陥百濟、閔、彌城、其城、四面峭絶、海水環繞、王分軍七道、攻撃二十日、乃拔。

百濟・辰斯王八(三九二)年一〇月 高句麗攻拔閔、彌城。

百濟・阿莘王二(三九三)年八月 王謂〔左將真〕武曰「閔、彌城者、我北鄙之襟要也、今為高句麗所_レ有、此寡人之所_レ痛惜、卿之所_レ宜用_レ心而雪_レ恥也、」遂謀將_レ兵一萬、伐_レ高句麗南鄙、武身先_レ士卒、以冒_レ矢石、意復_レ石峴等五城、先圍_レ閔、彌城、麗人嬰_レ城固守、武以_レ糧道絶、引而歸。

百濟は辰斯王八年の戦いで閔彌城を失い、その後_に奪回作戦を展開したが失敗し、遂に再びもどることはなかった。『碑文』永樂六(三九六)年条に、広開土王が百濟から攻破した五八城の一つとして記録されているのは、その結果にほかならない。閔彌城の攻破をめぐる『三国史記』の記事と『碑文』との整合的な解釈は、かなり難しい問題点を含んでいるが、いまはその結末を確かめておくだけにしよう。

ところでこの閔彌城については注目される点がいくつかある。その第一は、その所在である。同城は『三国史記』地理志の「三国有名未詳地分」にみえ、その正確な位置は未確認というほかないが、これまでつぎのような比定が行われてきた。今西竜は、前掲記事に「其の城は、四面が峭絶し(すこぶるけわしくて)、海水が環繞す(めぐっている)」とあって、海水に囲まれた水辺の要害の地たること疑いなしと考え、これを「江華・延安の附近」とみた。⁽¹⁸⁾だが津田左右吉は前掲記事に「閔彌嶺」とみえることから、必ずしも海浜を指すとは限らないとし、「臨津江と漢江との交会点附近」で、かつ臨津「江口の南方」と考えた。⁽¹⁹⁾また酒井改蔵は閔彌の音通のことを考えてか、「礼成江の河口に姑味浦がある」点を指摘し、注意を喚起している。最近では、閔彌城は「閔彌嶺の城」にほかならず、また「昆弥

川」(『三国史記』卷二三・温祚王一〇年一〇月条)つまり今の礼成江とした上で、これを「礼成江河口南岸の城」に比定する朴時亨氏の見解⁽²¹⁾もある。いずれも確定的とはいえないが、礼成江河口附近が有力であり、ほかに臨津江河口附近も無視してはならない。関弥城は開城を東西にはさんだ水辺の或る地に当ることは誤りあるまい。

注目すべき第二点は、その地名の消長である。関弥城の所在は高麗中期にはすでに不明となっていたのであって、それが記録にとどめられたのはみな四世紀末に属し、その最後は『碑文』の永樂六年のものである。これ以後、この旧百残の名城の姿は消滅してしまい、史上に再現することはなかった。すなわち、それが攻破されてから一八年後に守墓役体制が整備されたとき、関弥城はすでに問題とされていらない。高句麗領域への編入を機に、関弥城は忽然として埋没してしまったのである。

その第三は、豆比鴨岑〔Ⅲ1134〜37〕の位置、およびそれと関弥城との関係である。前述のとおり、豆比鴨岑は新来地域の一つであり、旧百残の城支配が解体され、改編されたところである。したがってそれは永樂六年以後にはじめて生れたのであるが、重要なのはそれが開城附近に比定されることである。酒井氏はこれについて「豆比忽のことであり、開城府の一部に当る。今西〔竜〕博士は前の鴨盧を満語の溝マと同じとされてゐるが、鴨を古くコウと発音したとしたり茲の鴨岑も溝に等しく、高句麗の忽に該当するものと判定して差支ない」と述べているが、これは傾聴に値しよう。つまり豆比鴨岑というのは、永樂六年以後に開城附近を呼んだ地名なのであろう。

以上に指摘した点を考えると、百残旧領から高句麗新領へと転変する過程における関弥城の軌跡が推想されてくる。永樂六年以前に開城附近に実在していた関弥城は、周辺数城をも含みこみ、豆比鴨岑として改編され、再生したのではあるまいか。附近の「徳忽」(後の徳水県)もこれに近い音をもつ地名であり、また「津臨城」(後の臨津県)は水

辺要害の地を占める城そのものである。⁽²⁴⁾ また前掲記事の関弥「嶺」は豆比鴨「岑」の義に通ずる。開城附近のやや広い地域を豆比鴨岑に擬するのには、理由があるといえよう。

豆比鴨岑の韓人から看烟五が徵発された。したがって、旧百済の関弥城に守墓役が課せられなかったとはいえず、関弥城を含む前記一九城は守墓役徵発を免れていたとはいえないことになる。しかしそこで確実なことは、一九城がすでに徵発単位として機能しておらず、それらのうちのいくつかの城は解体され、城支配を基盤としない徵発単位の改編されたということである。

以上の三節にわたって、高句麗の新らしい領域に加えられた新来韓・穢の地域における支配の実相につき、守墓役体制のあり方を通して追究してみた。そこで注意されることは、第一に、新来の韓・穢諸城に対して、城を単位とし、それを媒介とした旧来の支配形態を解体し、城支配によらない領域支配に改編したあとが認められる。しかし第二に、この改編は部分的、例外的な措置であり、基本的には城支配の確保をめざしていたが、これは旧百済の支配形態をほぼそのまま継承することを意味した。また第三に、守墓役体制は高句麗の伝統的な力役徵発制であったが、高まる社会的政治的矛盾のただ中で改革され、とくに新来韓・穢の諸城に対する領域支配の拡大を通じてその維持・強化がはかられた。そして最後に『碑文』の特徴に関して付言すれば、『碑文』第三段の守墓人烟戸条は、現在から将来にわたって効力を有する石刻文書ともいうべきものであり、かつ高句麗最古の法令を伝えている点をみのがすべきではなからう。

1 池内宏「高句麗の五族及び五部」〔東洋学報〕一六一―一六二(一九二六年一〇月)原載、『滿鮮史研究』上世編〔祖国社、一九五一年〕三三一―三四三頁、山尾幸久「朝鮮三国の軍区組織」〔朝鮮史研究会編『古代朝鮮と日本』〔竜溪書舎、一九七四年〕一

五四～一六一頁。

1011

- 2 野村忠夫「正倉院より発見された新羅の民政文書について」(『史学雑誌』六二―四(一九五三年四月)、旗田巍「新羅の村落」(『歴史学研究』二二六・二二七(一九五八年二月・一九五九年一月)原載、『朝鮮中世社会史の研究』(法政大学出版社局、一九七二年)所収)、武田幸男「新羅の村落支配」(『朝鮮学報』八一(一九七六年一〇月))。
- 3 那珂通世「高句麗古碑考」(『史学会雑誌』四九(一九九三年二月)原載、『那珂通世遺書』(大日本図書株式会社、一九一五年)四九八頁)。最近では、朴時亨『広開土王陵碑』(社会科学学院出版社、ピョンヤン、一九六六年、二二六頁)。
- 4 太王陵説は古くから唱えられているが、その代表に、池内宏『通溝』上巻(日滿文化協会、一九三八年)七〇頁、藤田亮策「通溝附近の古墳と高句麗の墓制」(『池内博士還暦記念東洋史論叢』(座右宝刊行会、一九四〇年)原載、『朝鮮考古学研究』(高桐書院、一九五八年)五二―頁)があり、他方、將軍塚説に、関野貞「満州国輯安県に於ける高句麗時代の遺跡」(『考古学雑誌』一五―三(一九二四年一月)原載、『朝鮮の建築と芸術』(岩波書店、一九四一年)二九七―二九九頁、今西竜「広開土境好太王陵碑に就て」(『訂正増補 大日本時代史』古代、附録(一九一五年)原載、『朝鮮古史の研究』(国書刊行会、一九七〇年)四四九頁)がある。
- 5 藤田亮策「通溝附近の古墳と高句麗の墓制」(前掲書五一六―五二七頁、五二六頁)。
- 6 後代の新羅に関しては、『三国史記』卷四三・金庾信伝三の咸寧四(六七三)年条に「至秋七月一日、薨于私第之正寝、享年七十有九、大王聞訃震慟、贈_三罽彩帛一千匹・租二千石、以供_三喪事、給_三軍樂鼓吹一百人、出葬于金山原、命_三有司立_三碑、以紀_三功名、又定_三入_三民戶、以守_三墓焉」という例がある。
- 7 那珂通世「高句麗古碑考」(前掲書四九九頁)。
- 8 三宅米吉「高麗古碑考」(『考古学会雑誌』二一三(一九九八年七月)八頁。なお同誌二一二(一九九八年四月)六頁参照)。
- 9 朴時亨『広開土王陵碑』(前掲)二二〇―二二二頁)。ただ、本書では、「新来韓穢」地域名を三七と教え、それを前提とし

て残余地域の一六を出しているが、その前提の根拠は期明らでない。

10 水谷悌二郎「好太王碑考」〔書品〕一〇〇〔一九五九年六月〕原載、『好太王碑考』〔開明書院、一九七七年〕刊。とくに「珍」〔I 114〕、「且」〔II 130〕、「白」〔III 139〕、「鄒」〔III 1435〕、「瑑」〔IV 38〕の釈文の説明を参照せよ〔同上書四七～四八頁、六二～六四頁、六七～六八頁〕。

11 那珂通世「高句麗古碑考」〔前掲書四九九頁〕、三宅米吉「高麗古碑考」〔前掲誌二二一、六頁〕、朴時亨『広開土王陵碑』〔前掲〕二二一頁。

12 菅政友「高麗好太王碑銘考」〔史学会雑誌〕二三〔一九九一年一〇月〕二三頁。

13 横井忠直「高麗古碑考」〔和文、一八八四年執筆、無窮会図書館蔵〕。

14 那珂通世「高句麗古碑考」〔前掲書五〇〇頁〕。

15 三宅米吉「高麗古碑考」〔前掲誌二一三、八頁〕、今西竜「広開土境好太王陵碑に就て」〔前掲書四七二頁〕。

16 關弥城のほかは、「阿且城」〔I 1035～37〕と「弥鄒城」〔II 13～5〕の二城である。前城は『三国史記』卷二四・責稽王即位年条、同卷二五・蓋鹵王二一年九月条、同卷四五・温達伝の陽岡（陽原）王即位年条のほか、卷三七・地理志の「三国有名未詳地分」にあげられており、松島惇「阿且城址考」〔朝鮮〕一三六〔一九二六年九月〕によると今の峨嵯山城（揚州）といわれる。後城は同卷三五・地理志二の栗津郡条に「邵城県、本高句麗買召忽累、景德王改名、今仁州」とあり、その割注に「買召、一作「弥鄒」とあり、今の仁川に当る。

17 佐伯有清「高句麗広開土王陵碑文の再検討」〔続日本古代史論集〕〔吉川弘文館、一九七二年〕原載、『広開土王碑と参謀本部』〔吉川弘文館、一九七六年〕一六〇～一六七頁、武田幸男「広開土王碑文辛卯年条の再吟味」〔古代史論叢〕上卷〔吉川弘文館、一九七八年〕六九～七二頁。

18 今西竜「広開土境好太王陵碑に就て」〔前掲書四六六頁〕。

- 19 津田左右吉『滿鮮歴史地理研究』(『津田左右吉全集』第一卷〔岩波書店、一九六四年〕五三―五四頁)。
- 20 酒井改蔵「好太王碑面の地名について」(『朝鮮學報』八〔一九五五年一〇月〕五五頁)。
- 21 朴時亨『広開土王陵碑』(前掲)一七四―一七六頁)。
- 22 今西竜「広開土境好太王陵碑に就て」(前掲書四七〇頁)。
- 23 酒井改蔵「好太王碑面の地名について」(前掲誌六二頁)。
- 24 『三国史記』卷三五・地理志二の漢州条に、「開城郡、本高句麗冬比忽、景德王改名、今開城府。領県二、德水県、本高句麗德、忽、景德王改名、今因之(中略)。臨津県、本高句麗津臨城、景德王改名、今因之。」とある。

第三章 新來領域の種族支配

1 永樂五年条稗麗の解釈

高句麗が拡大した新しい領域、とくに旧百残に属した韓・穢の新來諸城の領域では、従来の城を受けつぎ、その城支配を確保することで維持・強化されていた。この城支配の背後には、「村」と記された多くの聚落が在地における基礎的な社会組織として存在していた。そこで城支配の実相をこの村とのかかわりでとらえなおし、さらにこの城村支配の具体的なあり方について、すでにのべた韓・穢の領域に限定せず、四―五世紀当時に高句麗領域となった新來領域を全体としてみてゆこうとおもう。その場合問題となってくるのは、守墓役体制との密接な関連において、また城村支配との対比を通じて指摘される新來領域の種族支配である。

新来領域における城村支配の実相を考える手がかりは、永樂六(三九六)年丙申条に集計された「五十八城・村七百」〔II 5 13 ~ 19〕と、『碑文』第二段末尾に総計された「城六十四・村一千四百」〔III 8 7 ~ 15〕とである。前者ではおよそ一城あたり一・二程度の村となり、村一・二 ~ 一・三の在地社会のなかで、社会のおよび政治・軍事的な拠点としての強大な一城が諸村を統率し、支配していたという図式が得られる。これを後者についてみると、一城当りおよそ二・二村となつて、その規模は二倍近い大きな差を示す。どちらが城村支配の実相に近いのか、検討を要するであろう。

このような大きな相違を来した一つの理由、それももっとも主要な理由は、永樂五(三九五)年乙未における領域拡大にある。すなわちその際、前述した(第一章)「攻・破された城と村の総計」ように、村七百ばかりが「破」られたものとして計算されたが、城には記述が及んでいなかった。この稗麗戦の結果から予想される在地の城村関係は、これまで調べてきた韓・穢の旧百残諸城のそれとは、やや異なる趣きを示すと考えられるのである。『碑文』に立ち帰つて、その実相を追究しよう。

永樂五年歳在乙未、王以稗麗不□□□、躬率往討、過富山□□□、至塩水上、破其丘部落六七百營、牛馬羣羊、不可称数、於是旋駕、因過國平、道東來・□城・力城・北豊五備海、遊觀土境、田獵而還。

まず第一の課題は、「稗麗」の正体である。それについては、かなり以前から、「契丹ノ属部」とみ、その所在を「盛京奉天府承德県ノ東南」とする那珂通世の比定⁽¹⁾があつて、今日までこれを否定するような積極的な新解釈は知らない。正解に近いかおもうが、稗麗の在地社会を見定める観点から、なお補足する必要がないとはいえない。

従来、稗麗を『碑文』第三段の守墓人烟戸条にみえる「碑利城」〔III 9 15 ~ 17〕にあててきたが、それは失考である。碑利城がとくに「旧民」に属するとされるのに、この稗麗は旧民ではない。三宅米吉がとくに「碑利城は稗麗なるこ

と前に云へり、之を旧民中に挙げたるは永樂五年の碑麗ビリの役は初めての征伐にあらず、前既に其の虜民ありして以てなるべし」と説明するのは、この矛盾に気付いたためであろうが、要するに強弁でしかない。両者の音は近似するが、それならば新來領城にも「比利城」〔IV 4 31 ~ 33〕があり、その面からは特定できない。むしろ三者の表記がみな異なる点を重くみるべきであり、「裨麗」と「裨利城」に共通する表記はないのである。そもそも前者は種族名あるいは政治的統一の名称であるのに対し、後者は旧民諸城の一城名にすぎない。

また、当条の「塩水」が、中国史書に著録された「塩難水」つまり佟佳江に当たるといのが古くからの解釈であるが、これも訂正されなくてはならない。当時、広開土王の親征をこうむった裨麗がこの塩水の上（ほとり）にあってわけであるが、もしこれを佟佳江とすれば、高句麗の敵地が通溝平野に進出してくる前の高句麗の本拠地、つまり桓仁地方にあったことになる。佟佳江流域は高句麗發生の地であり、かつて外敵に奪われたことはなく、当時でも旧民住地の中心であったことは疑いない。また塩水が佟佳江であつては、広開土王の旋駕に際して「力城」「北豊」など、遼東半島西部を経由したという『碑文』の内容自体にそぐわない。表記上の塩字共用ということはあるが、裨麗を奉天地方に比定しながら、他方で塩水を佟佳江とみなしてきた不合理は改めなくてはならない。従來の解釈にとらわれなければ、いっそ「塩水為_ニ合嫩江」という指摘が注目されよう。ただ嫩江つまり南流松花江に比定するのはあまりに北方に偏りすぎているやにおもえるので、塩水は「小遼水（即ち遼水）以外にない」という朴時亨氏の見解を妥当なものとしておきたい。ただし、小遼水つまり渾河がこのころ塩水と呼ばれたかどうか、今は知るところがない。

那珂の「契丹ノ屬部」説をうけて、朴時亨氏の裨麗にかんする所説は、つぎのように展開された。「契丹国には悉萬丹部以下の八部が含まれているが、この八部は高句麗に直接隣接していた。だがこれらは高句麗の継続的な討伐に抵

抗しきれず、結局、五世紀中・末期にみな西方に逃亡し、白狼水（即ち大凌河）東部地帯に定着するに至った。この八部は契丹族で最も古いもので、ふつう古八部、または奇首八部といわれ、その中に『匹黎部』が含まれている。碑文の『碑麗』はこの匹黎部にほかならない⁽⁸⁾。この大勢の理解には、まず誤りあるまい。

ただ、音通によるのであれば、『魏書』卷一〇〇・契丹伝のこの「匹黎部」よりは、「匹黎部」（『通典』卷二〇〇・边防六・契丹条）や、「匹黎余国」（『魏書』卷一〇〇・勿吉伝）などをあげて検討した方が適當であろう。これに大過なしとすれば、『魏書』卷六の皇興元（四六七）年二月条、および翌年四月条の二記事、

高麗・庫莫奚・具伏弗郁・羽陵・日連・匹黎爾・于闐諸国、各遣使朝貢。

高麗・庫莫奚・契丹具伏弗郁・羽陵・日連・匹黎余・叱六手・悉萬丹・阿大何・羽真侯・于闐・波斯国、各遣使朝貢。

があらためて注目される。「匹黎余」はいわゆる契丹古八部（○点）とともに記されているので、その一部とみてよからう。それに後者の記事の「契丹」は、契丹古八部に属する「具伏弗郁」部より「阿大何」部までかかり、高麗・庫莫奚・于闐・波斯と同列のものと解される。しかも五世紀後半ごろの北魏への遣使の背後には、契丹族が大凌河流域一帯で定着した状態を暗示する。おそらく『碑文』にみえる碑麗の後身が、西遷した契丹の匹黎（余）部に当るとおもわれる。

また重要なのは、このときの戦果として『碑文』が「牛馬・羣羊、數を称ぐべからず」と述べていることである。

広開土王代の戦果は種々の形で『碑文』にあらわれるが、牛馬や羣羊などの家畜の捕獲で示された事例は、この碑麗戦を除いて他にない。ここに碑麗に固有な生活様式あるいは生産様式の特徴が指摘できるとすれば、まず想起される

のは庫莫奚や契丹諸部など、やはり契丹系の遊牧民にはかならない。『魏書』卷一〇〇の庫莫奚伝および契丹伝に、それぞれ

登国三(三八八)年、太祖親自出討、至弱洛水南、大破之、獲其四部落・牛馬羊豕十余萬。

太和三(四七九)年、高麗竊與蠕蠕謀欲取地豆于以分之、契丹懼其侵軼、其莫弗賀勿于、率其部落車三

千乘・衆万余口、驅徙雜畜、求入内附、止於白狼水東、自此歲常朝貢。

とあるように、彼らの主要な財産の形態は「牛馬羊豕」あるいは「雜畜」であつた。これがそのまま『碑文』にみえたのであつて、稗麗が契丹の一部であり、それが遊牧種族であつたことと符合するのである。

さらに、当時、高句麗は遊牧種族の契丹と積極的に接触していた。『三國史記』卷一八に、

小獸林王八(三七八)年九月、契丹犯北辺、陷八部落。

広開土王元(三九二)年九月、北伐契丹、虜男女五百口、又招諭本國陷没民口一萬而歸。

という、相応する二記事がある。はじめ契丹に陥没した八部落の実体が民口一萬であつて、のちこれを招歸せしめたのであらう。この記事で注目されるのは、高句麗史上はじめて契丹が登場したこと、高句麗北辺が契丹に隣接していたこと、両者の最初の接触が戦闘の形態をとつたことである。そのことは、晋・隆安四(四〇〇)年に相当する『晋書』卷二二四・慕容熙載記に、

〔慕容熙〕從征高句麗、契丹、皆勇冠諸將、〔慕容〕盛曰「叔父雄果英壯、有世祖之風、但弘略不如耳。」

とあり、また『資治通鑑』卷一一四・義熙二(四〇六)年正月条にも、

燕王〔慕容〕熙、至陁北、畏契丹之衆、欲還、苻后不聽。戊申、遂棄輕重、輕兵襲高句麗。

とあることで明らかとなる。こうした形での交渉がしばしばあったからには、高句麗と裨麗の戦闘もその間に起つた一つの事例であったと考えてよからう。

以上の指摘に加えていえば、契丹との戦闘のことは、じつはほかならぬ『碑文』の当該条に記録されていたとおもわれる。すなわち小獸林王八年の第一回の戦いと、その不名着な結果が『碑文』の「王以裨麗不□□□」に簡潔に記され、それを史的前提として起された第二回の広開土王による裨麗親征が永樂五年の戦闘にほかならず、その結果が誇示されているのであろう。⁽¹⁰⁾

これまで検討した結果、前に設定した課題に一つの答えを用意できるようになった。つまり裨麗の正体とは、遊牧種族の契丹であり、そのうちの匹黎余部にほかならず、その所在は高句麗北境に隣接する奉天方面、渾河流域一帯であった。

2 守墓役免除の新来領域

第二の課題は、裨麗の「部洛」の実体である。『碑文』第二段末尾の総計では、対裨麗戦で村七百ばかりが破られ、高句麗領に新たに編入されたものと計算されているが、永樂五年条には「村」字はない。しかしそこにみえる「部洛」⁽¹¹⁾「I 7 33・34」をめぐり、

破其丘部洛六七百、当用馬兼羊不可称数

と釈読され、早くから「洛ハ落ナリ」と解釈されてからは、これが定着した。しかし「部洛六七百」については、これを部落つまり村六七百ばかりという理解のほか、「部洛六七百ノ人夫」というのがあり、また「部落の中虜にし

広開土王碑からみた高句麗の領域支配

たる人数六七百人と云ふ事か、部落の数六七百にては余り多きに過ぐ⁽¹⁴⁾ というのもあって、異論があつた。それにはその当時用いられた酒匂本の釈文の誤り、それによる釈読の不確かさ、文章解釈の困難さという不利な事情があつた。

こうしたなかで特筆すべきは、朴時亨氏の

破其三部□六七百当、牛馬群羊不可称数

という釈文・釈読であつて、また「その三部落、六〇七百当を撃破し」たという解釈、さらに「《当》の義はよくわか
らないが、おおよそ契丹人の一定の集団、村落あるいは住宅などを指すもの」という解説⁽¹⁵⁾などは、卓見と評してよか
らう。ただその釈文のうち、「三」字「I 7 32」はなお確定的でなく、「当」字「I 7 38」は水谷釈文に従つて「營」とよ
むべきである⁽¹⁶⁾。むしろ「營」とよんでこそ、朴氏の「一定の集団、村落あるいは住宅」という解説が、『碑文』の字義
に即して生きてくる。つまり「營」には住居・軍營・境域や組分けなどの意味があり、そうした具体例は史書に散見
するが、他方、「当」にはそのような語義はない。

この六〇七百ばかりの「營」の実体は在地の聚落なのであつて、それゆえこれは一般の「村」に相当し、それに換
算され、合算されるものであつた。しかし当該条でとくに「營」字を用いたのは、それが「村」とは異質の社会関
係をもっていたことを反映した結果であつたと考えられる。その「村」が韓・穢人の居住地域である旧百残領の聚落
について使用されている点からすれば、定住的な聚落としての「村」と対照的な「營」を想定しなくてはならない。
そこでもい起こされるのが、この營はほかならぬ裨麗に属していたこと、つまり契丹部族の聚落であつたことであ
る。契丹族は古来、遊牧・田漁を生産活動の中心としており、それゆえその居住形態においても生産活動に適合した
車帳による移動可能の聚落生活を営んでいた⁽¹⁷⁾。それは契丹族に固有で伝統的な形態であり、四〇五世紀当時でも同様

であった。すなわち「村」の農耕定住的な聚落形態に対し、遊牧・田漁を営む非定住的な聚落形態を明示したのが「營」であった。

『碑文』の「營」の数については、それが確定的でなく、ただ漠然と「六七百」と記された背後に、このような聚落形態の特性が指摘できよう。つまり營数が確定しないのは、「破」られた「營」が移動性のものであるために、それを確認するすべがなかったためであろう。しかしその数を総計する段で「七百」に限ったのは、六〇七のうちの多い方の数をとったまでであって、他意はないとおもわれる。すなわち契丹族に属する裨麗の「營」は聚落としては「村」と同義なのであって、ふつう「部落」の字義から容易に連想されがちではあるが、けっしてそれが「村」に相当したのではない。

それならば、「村」に該当しない「部落」が存在したことになり、その実体があらためて問題になる。その一面をうかがわせるのが、たとえば前掲『三国史記』の契丹戦にみえる「八部落」(小獸林王八年九月条)、あるいはその部落の「民口一万」(広開土王元年九月条)であり、また『魏書』の魏と契丹の戦闘にみえる「四部落・牛馬羊豕十余万」(登国三年条)などである。前者の例では、一部落あたり千人以上の民口を擁しており、後者では一部落二〇三万頭の家畜を牧育していたことになって、裨麗の「部落」が六〇七百營から構成され、多数の家畜をもっていたのはとくに怪むに足りないであろう。

「部落」に冠された「其丘」(I 7 31・32)の語義も定かでない。この釈文が正しいとしても、「丘」字が漢字義で地形を意味するの⁽¹⁸⁾か、「其丘」でなにか音借の固有名を表わすのかも不明である。もし「丘」字が「三」字の誤積ならば、裨麗の部落の規模は平均二〇三百營ということになる。この場合、いずれにしろ、在地における部落―營の社会構成

が想定されてくるであろう。

しかしこの部落—營の關係は、城支配が実現している地域における城—村の關係にそのまま対比できるであろうか。營が村に対応するならば、部落は城に対応するといつてよい。だが重要なのは、部落が城に相当したと考へなくてはならない積極的な根拠がみあたらない点である。『碑文』にみるとおり、高句麗が破つたのは「部落」そのものではなく、「部落に属する六〜七百ばかりの營」であつた。部落は、強力な營の成員である、有能な指導者によつて統率されたのであろうが、結局は多数の營の集積にすぎず、部落固有の特別な設備や機構を常設するほどの有機的な統一を形成していたわけではなかつたのであろう。すでに知られるとおり、『碑文』の總計では、稗麗戦での「城」に相当するものは無視されていて、その計算にも入らなかつた。それは戦果として記録すべき実体をもつておらず、まして農耕定住的な村を土台として構成された「城」、例えば新羅の「城・池」〔II 7 23・24〕、つまり城壁や池濠を備えた「城」とは異質のものであつた。營は遊牧・狩獵を主な生業とする契丹族の聚落であり、その部落はそれら營の集積という以上の実体を具備していたとはおもえないのである。

そこでふりかえるに、この稗麗の營と酷似する聚落形態は、永樂廿年条の東夫余戦でも指摘できる。すなわち、同年、広開土王は軍を率いて東夫余の首都〔「夫」餘城〕を攻め、おそらく「帰王」關係に近い隸屬形態をとらせることに成功したが、その帰路、慕化して来るものが五「鴨盧」に及んだという。この鴨盧については種々の解釈があるが、これも移動可能な聚落を指すものであつて、稗麗の場合の營、あるいはその營の集積としての部落とその実体・本質を同じくするものである。高句麗軍に随つてそのまま領内に移住したためであろうか、五鴨盧は拡大された新來領域としては認められず、それゆゑ總計六四城に算入されなかつた。

それに対し、新来領域に編入された稗麗の旧域の措置においては、総計六四城の方とは無関係であったが、六〇七百宮の方は総計一千四百村に算入され、それもそのほぼ半数を占めた。すなわち広開土王代最初の大戦役であり、大戦果をあげたわけであった。しかしそこで注目されるのは、この七百宮が守墓役体制に組みこまれた明徴はまったくない点である。そこに、城の媒介を欠如した宮支配の実相とその特質が、端的に表わされているとおもう。

城を媒介として成立する城村支配の場合でも、守墓役体制に編入されない新来領域が指摘される。一つは、永樂六年に新来領域となった韓・穢の居住地、つまり旧百済の地域であって、既述のように(第二章3「新来韓・穢諸城の改編」参照)、同年条の小計五八城のうち、一九城の守墓役が免除されていた可能性はある。もっとも、それは可能性にとどまり、実質的な守墓役の徴発をまったく否定してしまうことはできない。

二つは、永樂十七(四〇七)年丁未条の場合であるが、これは慎重な検討を要する。このとき六城が新来領域となり、六城は城総計に算入されたが、逆に、村数はまったく無視された(第一章2「攻・破された城と村の総計」参照)。それゆえ、この場合も通例の城村支配とは異なる在地の社会関係を予想する向きがあるかもしれない。しかしこの年の戦闘は、一部に異説もあるが、⁽²⁰⁾まずは百済の地で展開されたもので、⁽²¹⁾おそらく高句麗が百済・倭と争ったというのが真相に近いのであろう。してみると、そこは韓・穢居住の城村関係が典型的に成立していた地域であった。つまり城は攻破されて高句麗領域となったが、その下部をなす村は領域化されなかったということである。

これに加えて異例なのは、これら六城が守墓役体制に編入された新来地域三六の中に探し出せないだけでなく、そこに判読可能な沙溝城・婁城や(上欠)那□城を容れる余地もないことである(第二章2「新来韓・穢諸城の支配」参照)。つまりこの六城は、守墓役の徴発から免れていたとみてよからう。

以上のことは、高句麗の支配は城と村の全体に及ぼずに、城を把握するだけにとどまって、村支配が放棄されたと理解できる。このような異例で、不安定な支配は、すでに一〇数年前に漢江流域以北を確保して以来、おそらくそれよりも南下した地点で一時成功した支配、いわば点の支配を意味するものであり、また本年の戦鬪で得た六城占領は、遷路における副次的な作戦の成果であったことを反映しているのではあるまいか。六城が『碑文』の総計に城としては算入されたが、守墓役が免除された新来領域としてあらわれるのは、おそらくそのためである。

広開土王代に拡大された新来韓・穢領域のなかで、守墓役が免除されたところがあつた。それには永樂十七年の六城のほか、六年条の一〇数城の場合も考えられるが、これらの場合はいずれも高句麗の支配体制の側からする場合によるものであつて、在地の城村関係にもとづく事情によつたとはいへない。ところが五年条の六〇七百營の場合にはそれと異なる。つまり稗麗は契丹族に属し、遊牧・狩猟生活をいとむそれ固有の移動可能な聚落形態をとり、城支配を欠如していたのであつて、そのため守墓役が徴発されず、それが免除される結果を来したのである。

農耕定住様式を基盤とする「村」を基底社会として城村支配が実現されていた韓・穢居住地域の新来領域に対し、同じ新来領域の中でも、遊牧可動様式の「營」を基底社会とする異種族契丹の稗麗では、それと対照的な支配形態がとられていた。さしあたりこれを異種族が集団的に支配された形態、つまり種族支配とよんでおこう。高句麗の領域支配は、その新来領域における在地社会の分析を通じて判明したように、それぞれの基底社会の存在形態に対応した多様な支配形態の並存を許容し、いわば多種族国家として存立していたことを銘記しておくなくてはならない。

ついでに一言しなければならぬのは、新来領域の城と村の総計の形式的な性格である。永樂五年の旧稗麗については、營を村として計算したのであり、その在地社会の実態から部落は城に相当しないと考えた。そこでは城―村関

係が展開していなかったからである。また十七年の新来領域では、城―村関係は実在したが、高句麗の支配は村まで貫徹せず、ただ城だけが注目され、計算された。したがってこれらの数が機械的に合算され、それぞれの総計が示されていても、それが直ちに在地における現実の社会関係を示すことにはならない。その中で在地関係の実相に近いのは、六年条の旧百残領にかんする「五十八城・村七百」だけである。これによって、韓・穢が居住する農耕定住の新来領域では、一城あたりおよそ一二村ばかりで成りたつ城―村関係を基底とし、それをとりこんで高句麗の城村支配が実現していたと考えられる。

3 城村支配下の種族支配

新来領域では異種族を集団的に支配する種族支配が行われたが、その典型を永樂五年条の契丹族の稗麗について検討した。その限りでは、この種族支配は城村支配と対照的な地位を占め、ややもすれば対立的な面が強く出すぎたかもしれない。しかし高句麗の種族支配は、典型的な城村支配が行われた領域においても認められるのである。それを守墓役体制とのかかわりにおいて指摘してみよう。

『碑文』守墓人烟戸条にみえる「新来韓・穢」の地名は、合計三六の多きに達した（前掲表2参照）。それを見しつて気付くのは、地名の下にとくに「韓」字、あるいは「穢」字を付加する場合のあることである。これを整理して表示しよう（表4）。

表4で指摘できる事実の第一は、「韓」「穢」字を付す地名がわずか六例にとどまることである。全地名三六は「新来韓・穢」〔Ⅲ11〕といわれ、重ねてこれを「吾躬巡所略来韓・穢」〔Ⅳ6〕と規定されているから、すべて韓・穢族と

表 4 新来韓・穢地名の分類表

韓・穢字の有無		城字有	城字無	計	
無		29	1	30	
有	韓 字 有	1	4	5	6
	韓・穢字有	1	0	1	
	穢 字 有	0	0	0	
計		31	5	36	

関連する地名であったはずである。それが具体的には特定の六地名に限られているのは、さしあたり不審におわれよう。だが、「韓」「穢」字の記入の仕方、「穢」字だけを付す場合がないこと、「韓穢」二字を加えた場合があることなどを考えると、「碑文」書者の不注意による書き落しや書き加えによるとおもわれず、むしろその書分けに積極的な意図があり、その意味を理解しなくてはならないのではあるまいか。すなわちこの六地名の場合には何らかの特殊な事情があって、「韓」「穢」字の添加が必要となったのであろう。

そこで第二の事実であるが、「韓」一字をもつ地名五のうち、「城」字があるものもないものは、各おの一と四とになることをあげたい。それは豆比鳴岑韓、求底韓、客賢韓、巴奴城韓、百残南居韓であるが、これで「韓」字がもつ積極的な意味を解く縮口となるのは、その五地名のうち四地名までが高句麗の改編を経たことである（第二章3「新来韓・穢諸城の改編」参照。つまり巴奴城を除く他の四地名は、旧百残の下での従来の城村支配が解体され、そのときいくつかの城がひとつの新地名として改編・再生し、その結果、新地名のもとに種族の聚落が混在することになったのではあるまいか。その際に「韓」字が付せられた積極的な意味は、在地における異種族聚落の混在を前提に、守墓役が「韓」族だけを対象として徴発された点に認められる。改編地名への集中的な「韓」字附加の背後にある実情について以上に理解でき、そこにまた守墓役体制を介する国家の意図が表わされているといえよう。もつとも、異種族混在の状況は高句麗の改編によって顕在化はしたが、それによって始めて

生じたのではなく、それがすでに旧百残領以来のものであったらしいことは、改編を経たとは考えられない前記「巴奴城・韓」の例から推測できよう。

さらに第三の事実は、「韓・穢」二字を付す地名があることである。「舍蔦城・韓・穢」がそれであって、ただ一例にすぎないが、重要なのはさきの百残以来の異種族混在という推定が単なる推定に終らずに、確かに実在したことを積極的に証している点である。この場合が他と異なるのは、守墓役が韓族のみならず、穢族からも徴発されたことである。さらに新来領域中、本城に指定された守墓人烟戸数が、国烟についてはその数三で最多例、看烟は二一戸で第三位、両烟合計二四でも第一位というように、ここでは特別高い数値を示す。その理由も、差役の対象が穢族烟戸にまで拡大されたところにその原因の一つがあつたのであろう。

そこで第四の、もっとも普遍的な事実として、「韓」「穢」字をもたぬ三〇地名が残ることをあげなくてはならない。その第一義的意味は、これらの地域では、守墓役の徴発に際して韓と穢の区別が不要であつたことである。ここでは異種族混在のことはなかつたのであろう。すなわち、旧百残領の新来領域では純「韓」族聚落が圧倒的に多く、それを土台とした城村支配が旧百残時代からそのままもちこされたという実情が、反映されているとみてよい。

最後に、第五の事実は、「穢」字が添加された地名が少いことで、「韓」字と連付された舍蔦城の場合が唯一の例である。その背後には、『碑文』に「新来韓・穢」と連称しながらも、それにしても旧百済領内では韓族が圧倒的な優勢を占め、穢族が少なかった実情を重ねて示すものである。しかしその比率を問題とすれば、単純に、穢一に対して韓三六などとはいえない。この数値はあくまで守墓役体制に編入された範囲内のものにすぎず、そもそも穢族主体に構成された城―村関係の場合は、始めから徴発対象から除外される傾向にあつた可能性も少くない。それよりも確実な

のは、韓・穢混在の城―村構成と考えられた地名の場合を考慮に入れるべきであり、それならば穢六に対して韓三六の比率となろう。半島中西部という地域性を考えれば、むしろ穢族の影は意外に濃いとさえいえるかもしれない。

朝鮮半島の中西部における四―五世紀の穢族の実在は、『碑文』によって疑えないところである。ところが『三国史記』には、その確実な姿はほとんど現われない。わずかに抽出できる「穢」「濊」の数少ない文字は、そのほとんどが中国史書からの転引であり、⁽²³⁾しかもみな前記した時期に属するものではない。わずかに国内史料とみられるものには、⁽²⁴⁾後代の記事が残されているだけである。

しかし注目されるのは、同じ『三国史記』に多出する「靺鞨」である。いうまでもなく靺鞨は、六世紀中頃に始めて登場するツングース系満州在住の諸種族をいうが、『三国史記』には六世紀を遠く溯った古い時代からその名がとどめられていて、ほとんど間断するところがない。それゆえこれが東北アジア史上の靺鞨に当るはずがない。津田左右吉は、『三国史記』にみえる「所謂靺鞨は今の江原道に住せし民族を指せるものなること疑ふべからず」とし、その「靺鞨は即ち濊族なるべし」と主張した上で、『碑文』の穢との関係に言及し、「碑文に見ゆる穢は即ち濊にして、漢代より斯く呼ばれし江原道地方の住民より外、之に擬すべきものなし」と断定した。⁽²⁵⁾『三国史記』の靺鞨が『碑文』の穢であるとするこの解釈は至当である。

周知のように、穢は中国の先秦時代から広く知られた東夷であって、しばしば貂貉とともに「穢貂」としてあらわれていたが、⁽²⁶⁾漢代以前から単独で登場し、それ以後も継続して確認される。その居住地としては、大きくいって旧夫余領の松花江流域と、旧楽浪郡の嶺東地方（江原道の東海沿岸地帯）との二大中心地が指摘できるが、⁽²⁷⁾『碑文』との関連で注目されるのは後者である。

嶺東の穢は、『三國志』卷三〇魏書・東夷伝の濊条によれば、

自_二單_一大嶺_一以西、属_二楽浪_一、自_二領_一以_二東_一七_一県、都尉主_二之_一、皆_レ以_レ濊_レ為_レ民、後省_二都尉_一、封_二其渠帥_一為_レ侯、今不耐濊皆其種也

とあり、東部都尉の主管となっていた嶺東七県とは、『漢書』卷二八下・地理志にいう「東曉・不而・蚕台・華麗・邪頭味・前莫・夫租」を指す。⁽²⁸⁾そこで吟味を要するのは、第一に、前掲記事の七県が「皆な濊を以て民と為す」とすることに、疑問がさしはさまれてきた点である。これについて池内宏は、咸南の咸興に比定される夫租にかんして、「沃沮県の名は玄菟郡開設以前から其の地に拠っていた沃沮族に因んだものであること疑ひない。随つて嶺東七県の士民に関して上記の濊伝の文に『皆以濊為民』とあるのは、主として沃沮以外の六県、即ち東曉・不而・蚕台・華麗・邪頭味・前莫に適用せられるべき文字であらう」とされたが、⁽²⁹⁾一応もつともな意見であろう。ところが一九五八年、平南の大同江面貞柏里の墳墓（土抔墓または木槨墓）から「夫租濊君」の印文をもつ銀印が発見された。⁽³⁰⁾「夫租」は前掲『漢書』地理志のままの表記、また「濊君」の表記も『漢書』卷六の元朔元（前一二八）年条にみえる南閩の称した称号と同じ文字であつて、これは「夫租（の地の）濊君」某の存在を確かにする。やはり夫租（＝沃沮）の地にいた濊（＝穢・濊）は否定すべくもない。穢族は江原道東海岸一帯に広く分布していたのは確かである。

吟味の第二は、穢族の住地は嶺東に限定されていたかという点である。『三國史記』本紀の「靺鞨」＝穢記事によると、まず「悉直」（江原道三陟・奈勿王四〇年条、慈悲王一年条）や「弥秩夫」（慶北義昌・昭知王二年条）が新羅と靺鞨の係争地点となっているが、これは前記の嶺東穢の活動範囲内といえよう。嶺東穢の南限については、これまで「江原道の南端蔚珍あたり」⁽³¹⁾などという推定があつたが、これによれば蔚珍よりさらに南方の義昌の地は、南に偏し

すぎるようにおもえる。ところが一九六六年、義昌の地である迎日郡から「晋率善穢佰長」の駝鈕銅印が出土したと伝えられ、このあたりに三〇四世ごろにかけて、西晋の外臣となり、率善佰長の号を受けた穢族の渠帥がいたのは確かである。これら嶺東穢のほか、古い時期の嶺西穢については、『三国史記』百濟本紀に、百濟と靺鞨の係争地として「慰礼城」（京畿広州附近…温祚王八年条）、「述川城」（京畿驪州附近…温祚王四〇年条、肖古王四九年条）がみえるが、いっそう確実な四世紀以後の記事には、「関弥嶺」（辰斯王三年条）および「漢山城」「漢城」（京畿ソウル…東城王四年条、武寧王七年条）、「独山城」（聖王二六年条）がある。関弥嶺は『碑文』の関弥城と関係ある地名で、永樂六（三九六）年ごろ高句麗に攻取された開城附近の旧百濟城に比定されることはすでにのべた（第二章3「新来韓・穢諸城の改編」参照）。また独山城には「忠州・報恩の方面」とする異説もあるが、記事には「漢北」の二字が冠してあるから、漢江以北にあったことは確かである。それゆえ江原道の穢族は、新羅首都のすぐ北まで下っていただけでなく、脊梁山脈のはるか西方の西海岸近くにまで進出していたこともわかり、意外に広い活動範囲をもっていたといえよう。『碑文』の「新来韓・穢」に指摘できた穢族の濃い影は、以上にみた穢族の活動範囲の広さに符合する。

この穢は、歴史的にも高句麗と深い関係をもち、すでに紀元前に高句麗は領東方面に進出していたようであるが、紀元二世紀初頭以来、宮の即位とともに積極策が用いられて、その結果、沃沮・東穢（領東の穢）は高句麗に服属した⁽³⁴⁾。三世紀前半には魏の高句麗討伐が行われ、この地から高句麗の強い影響が去除かれて、穢は魏に属することになった⁽³⁵⁾。前記の晋の銅印によれば、この関係は魏から晋へうつがれて、三世紀以後も断続的ながらつづいたらしい。四世紀後半以後の『三国史記』にみえる靺鞨記事、つまり『碑文』時代の穢の動向によると、穢は高句麗と組み、高句麗の領導下で対百濟・新羅戦を展開していたという。両者の関係の強さ、またはその古さをおもいうべきである。

朝鮮半島の古代史において、穢勢力は無視されてはならない。統一国家を形成するまでに至らず、聚落国家より以上の発展をみなかったために注目されることは少ないが、古くより韓族と並んで活躍したのである。それゆえ『魏志』東夷伝の韓条に、

桓・靈之末、韓・穢疆盛、郡県不能制、民多流入韓國。建安中、公孫康分屯有県以南荒地、為帶方郡、遣公孫模・張儉等、收集遺民、興兵伐韓・穢、旧民稍出。

とあり、また同書卷四・陳留王紀の景元二（二六二）年七月条に、

樂浪外夷韓・穢・貊、各率其属朝貢。

とみえるのは、後漢から魏にかけて、その勢いの盛んな様子を伝え、韓・穢が並び称されたことを証するものである。旧百残領から高句麗領へと編入された新来領域について、なお『碑文』に「韓・穢」の文字をとどめているが、これは以上にのべた韓・穢種族をめぐる政治的動向からして、容易に首肯できるであろう。

すなわち、新来領域における韓・穢はすでに農耕に生活の基盤を置いて久しく、定着的な村を構成していたが、それら諸村が城に統率されることによって、異種族村が混在するままに城支配が現出した。その背後には、古くから展開していた韓族と穢族の成長、また高句麗の穢族支配があり、それが領域拡大に際して、百濟領からそのまま持ちこまれたのである。高句麗の城村支配は、種族支配を否定するものではなく、むしろそれをそのまま包摂する形で形成されたことができる。

以上の三節では、広開土王が拡大した新来領域を対象とし、守墓役体制とのかかわりを通じて、高句麗の城村支配と種族支配を問題にした。そこで指摘できたのは、第一に、遊牧・狩猟を生業とする種族が形成した移動可能な聚落

を基盤に、城支配の欠如と守墓役の免除を特徴とする新来領域が抽出された。稗麗がその典型であるが、東夫余の慕化した鴨盧の場合もこれに近い。種族ごとの特色ある生活基盤を土台とした支配のあり方を種族支配とよぶとすれば、高句麗の稗麗支配はその典型でもある。ところで第二に、農耕生活を基礎とする定住的な聚落を基盤に形成された城村支配は、城支配と守墓役徴発で特色づけられるが、これは旧百済の新来領域において抽出される。もつとも、同地方の一部とおもわれる地域でも（永樂十七年の場合）、守墓役が徴発された明証を欠く場合もあるが、これは高句麗の支配の弱さ、あるいは不備によるとおもわれる。しかし第三に、城村支配は必ずしも種族支配と対立するのではなく、城—村關係が普遍的に成立している新来韓・穢の領域において、城村支配の下でも種族支配が実現していたことを指摘した。前者は後者を許容して成立できるもので、また歴史的にも後者の後に前者が展開してきたものであろう。そして第四に、在地社会の多様性のゆえに、城と村の機械的な総計で示された数値は実態を反映するものではないが、ただ韓・穢の城村社会にあつては一城につき一二村程度の数値が実態に近いと判断された。

- 1 那珂通世「高句麗古碑考」〔史学会雑誌〕四七〔一八九三年一〇月〕原載、『那珂通世遺書』〔大日本図書株式会社、一九一五年〕四八六頁。
- 2 三宅米吉「高麗古碑考」〔考古学会雑誌〕二一三〔一八九八年七月〕八九九—九〇頁。
- 3 三宅米吉「高麗古碑考追加」〔考古学会雑誌〕二一五〔一八九八年九月〕二七頁、水谷悌二郎「好太王碑考」〔書品〕一〇〇〔一九五九年六月〕原載、『好太王碑考』〔開明書院、一八七七年刊〕四四頁、一三一頁。
- 4 『漢書』卷二八地理志・玄菟郡の西蓋馬の註に「馬訾水、西北入塩難水、西南至西安平入海」、『高麗記』逸文（『翰苑』卷三〇注所引）に「（前略）鴨渌水、去遼東二百里、經国内城南、又西、与二水合、即監（『塩』難〔水〕也、二水合流、西南至西安平城入海（下略）」とある（〔 〕は『通典』によつて補う）。

- 5 青江秀『東夫余永樂大王碑銘解』(国会図書館蔵、一八八四年執筆、横井忠直『高麗古碑考』(和文、無窮会図書館蔵、一八八四年執筆)以下、これにはとくに異論がないようである。
- 6 鄭寅普『広開土境平安好太王陵碑文釈略』(白樂濬博士遷甲記念国学論叢)〔ソウル、一九五五年〕原載、『蒼園文録』卷三〔ソウル、延世大学校、一九六七年〕二五二頁。
- 7 朴時亨『広開土王陵碑』(『ビョンヤン』、社会科学学院出版社、一九六六年)一五八頁。
- 8 朴時亨『広開土王陵碑』(前掲)一五四頁。
- 9 『資治通鑑』卷一一一の隆安四年条もこの後燕の征討事件を伝えているが、『晋書』卷一二四・慕容盛載記とともに、高句麗征伐だけを記し、契丹についてはふれていない。
- 10 武田幸男『高句麗広開土王紀の対外関係記事』(『三上次男博士頌寿記念 東洋史・考古学論集』〔一九七九年〕二六七～二七〇頁)。
- 11 青江秀『東夫余永樂大王碑銘解』(前掲)。
- 12 横井忠直『高句麗古碑考』(和文、前掲)。
- 13 菅政友『高麗好太王碑銘考』(『史学会雑誌』二二〔一八九一年九月〕三四頁)。
- 14 三宅米吉『高麗古碑考』(前掲誌二一〔一八九八年四月〕二頁)。
- 15 朴時亨『広開土王陵碑』(前掲)一六二頁。
- 16 水谷悌二郎『好太王碑考』(前掲)四五頁。
- 17 島田正郎『遼代社会史研究』(三和書房、一九五二年)第四章第二節「契丹人の生業とその移住漢人により蒙った影響」参照。
- 18 那珂通世『高句麗古碑考』(前掲書四八六頁)に「丘陵間ノ部落ナルベシ」とある。

広開土王碑からみた高句麗の領域支配

19 武田幸男「高句麗好太王碑文にみえる帰王について」(末松保和博士古稀記念会編『古代東アジア史論集』上巻(吉川弘文館、一九七八年)九七～九九頁)。

20 千寛宇「広開土王陵碑と任那問題」(『韓』一五(一九七三年三月)一一七頁)。

21 順序正しい『碑文』の釈文を得て以来の所説のうち百済を主張するものは、今西竜「広開土境好太王陵碑に就て」(『朝鮮古史の研究』(国書刊行会、一九七〇年重刊)四六九頁)を始めとして、近年では金錫亨『初期朝日関係史研究』(『ピョンヤン、社会科学学院出版社、一九六六年)二九六頁)、朴時亨『広開土王陵碑』(『前掲』二〇〇頁)などがある。

22 六城のうちの第三の城名「□□城」(Ⅲ5 32・33)は不明である。しかし水谷氏蔵原石拓本および金子鷗亭氏蔵拓本(『書品』一〇〇(一九五九年六月)所収)では、字は判読できないが、わずかに残る字画の一部が認められる。だがその字画に符合するような城名は、三六地域において確認できない。

23 『三国史記』に記された穢・濊については、その史料批判を通じて、その歴史上の役割を明らかにしなくてはならないが、ここでは同書卷一五・高句麗本紀の大祖大王条にみえる「穢貊」なるものは『後漢書』を中心とする中国史書の転引、同書卷三四および三五・地理志の「濊」は賈耽『古今郡国県道四夷述』の転載であることを指摘しておく。

24 『三国史記』卷四・真興王九年二月条(同一史料に出たものとして同書卷一九・陽原王四年春条、同書卷二六・聖王二六年春正月条)、同書卷三九・職官志の穢宮典条。

25 津田左右吉『朝鮮歴史地理』一(南滿州鉄道株式会社、一九三〇年)原載、『津田左右吉全集』第一卷(岩波書店、一九六四年)四八頁、五一頁)。

26 白鳥庫吉「濊貊民族の由来を述べて夫余・高句麗及び百済の起源に及ぶ」(『史学雑誌』四五―一二(一九三四年二月)原載、『白鳥庫吉全集』第三卷(岩波書店、一九七〇年)所収)、和田清「周代の蛮貊について」(『東洋学報』二九―三(一九四四年一月)、池内宏「倭佳江流域の先住民と貊・濊・濊の称」(『満鮮史研究』上世編(祖国社、一九五一年)所収)、三品彰

- 英「濊貊族考」〔朝鮮学報〕四〔一九五三年三月〕、黄哲山「濊貊民族について」〔考古民俗〕一九六三年・三三〇号〔ピョンヤン〕。
- 27 三上次男「穢人とその民族的性格について」〔朝鮮学報〕二・三〔一九五一年一〇月・一九五二年五月〕原載、『古代東北アジア史研究』〔吉川弘文館、一九六六年〕三六四～三七二頁。
- 28 池内宏「前漢昭帝の四郡廃合と後漢書の記事」〔加藤博士還暦記念東洋史集説〕〔富山房、一九四一年〕原載、『滿鮮史研究』上世編〔前掲〕六～七頁、同「楽浪郡考」〔滿鮮地理歴史研究報告〕一六〔東京帝国大学文学部、一九四一年〕原載、『滿鮮史研究』上世編〔前掲〕二二頁、同「真番郡の位置について(上)」〔史学雑誌〕五七―二〔一九四八年三月〕原載、『滿鮮史研究』上世編〔前掲〕一三二～一三三頁。
- 29 池内宏「楽浪郡考」〔前掲書〕二三頁。
- 30 田崎農「古朝鮮文化について」〔文化遺産〕一九六〇年二号〔ピョンヤン〕、都宥浩「古朝鮮に関する若干の考察」〔文化遺産〕一九六〇年四号〔ピョンヤン〕、岡崎敬「夫租穡君」銀印をめぐる諸問題」〔朝鮮学報〕四六〔一九六八年一月〕。
- 31 池内宏「楽浪郡考」〔前掲書〕二七頁。
- 32 梅原末治「晋率善穡伯長銅印」〔考古美術〕八一〔ソウル、一九六七年一月〕、岡崎敬「『夫租穡君』銀印をめぐる諸問題」〔前掲誌〕五七～五九頁。
- 33 津田左右吉『朝鮮歴史地理』一〔前掲書〕六三頁、一四四頁。
- 34 池内宏「楽浪郡考、附説 高句麗の嶺東経路」〔滿鮮史研究』上世編〔前掲〕。
- 35 池内宏「曹魏の東方経路」〔滿鮮地理歴史研究報告〕一二〔東京帝国大学文学部、一九三〇年〕原載、『滿鮮史研究』上世編〔前掲〕二六七～二七一頁。

第四章 旧民領域の支配形態

1 旧民領域の種族支配(1)

——「東海賈」と「□婁人」——

新たに拡大された領域にみられる支配形態の性格、とくに城村支配と種族支配のそれを理解するためには、高句麗「旧民」の領域、つまり広開土王以前に高句麗領となっていた地域における支配形態をも明らかにし、その特質を問題にしないでならぬ。この問題を前にして注目されるのが、『碑文』第三段の「守墓人烟戸」条のうち、すでに検討した「新來韓・穢」領域を除いた部分、すなわち「旧民」領域である(表2の番号(1)~(4))。守墓役体制との関連において、この旧民地名を分析することにより、わずかながら前記の問題に接近してみたいとおもう。

旧民地名はわずかに一四にすぎない。新來の韓・穢地名と共通して「城」字を付したものが指摘できるが、しかしそれが多数を占めていないことに気づく。しかも「城」に代って「谷」「連」などの文字が付せられた地名がある。つぎに、新來地名の「韓」「穢」の文字がここにはないのは当然だが、それに代る形で「民」「賈」「人」字がみえる。これらの用字は旧民支配の実態を明らかにする際、いずれも重要な手がかりとなるが、以上の観点から一四地名を整理して表示しよう(表5)。

まず考えたいのは「民」「賈」「人」をめぐる問題である。それらは「韓」「穢」の場合と同じように、その地に居住

表 5 旧地名末尾字の分類表

	「城」	「谷」	「連」	無	計
「民」	2			1	3
「賈」				1	1
「人」				1	1
無	5	2	2		9
計	7	2	2	3	14
		7			

する集団がもつ何らかの属性を表示していると理解できる。そこで第一に、「東海賈」(Ⅲ 831~33)を検討したい。「東海」について、かつて三宅米吉は、『三国史記』卷一四・関中王四(四七)年九月条の「東海人高朱利、献鯨魚目、夜有光」を引いて、これと同じであろうと指摘したが、朴時亨氏も同書から太祖王五五(一〇八)年一〇月条の「東海谷守献朱豹尾、長九尺」(卷一五)、西川王一九(二八八)年四月条の「海谷太守献鯨魚目、夜有光」(卷一七)の二例を拾い上げて補足している。これら一連の記事は、史料の信憑性に疑うべき点が残るが、高句麗本紀の古い部分に収められた同系のものであって、その主題が珍奇なものを献上することによって一致し、またそれがほかならぬ「東海」「東海谷」「海谷」とされていることに注目されよう。これらはみな同一地方を指しており、たとえその記事が後代の造作であるとしても、東海地方から珍奇物が献上されたというモチーフの生れてきたことが重要であるとおもう。

この「東海」に似た「海東」という名辞は、元來、中国からみて東夷のことをいったらしい。『晋書』卷一一三載記によれば、その苻堅伝の太元四(三七九)年条にかけて「海東諸國」の遣使、また同七年是年条に「益州西南夷・海東諸國」の遣使のことがみえる。この当時、この表現が多用されていたかとおもわれるのは、『秦書』逸文(『太平御覽』卷七八一・四夷部二・東夷二の新羅条所引)でも、前記の太元七年のこととして伝えられた苻堅と、新羅使の衛頭との有名な問答の中で、

堅曰「卿言_三海、東之事、与_レ古不同、何也、」

答曰「亦猶_三中国時代變革、名号改易_二。」

と述べられていることから知られよう。「東海」というのはおそらくこうした用法を承けながら、高句麗からさらに東方、詳しくいえば高句麗王部の国内城（丸都城）からみて「東」方の「海」岸地方を指したものであるまいか。すなわち『碑文』の「東海」とは、朝鮮半島北部の日本海沿岸地帯を指すのであろう。たしかに、『三国史記』の「東海」が借義表記であるのに対し、『碑文』の地名表記の原則は漢字の借音であって、両者は対蹠的である。しかし『碑文』の新来韓・穢の地名三六のうち、わずかに一例だけであるが、「百残南居韓」〔IV 141 ~ IV 24〕の場合は借義表記であることを述べておいた（第二章3「新来韓・穢諸城の改編」参照）。この場合も、例外的なものとみてよい。

そこで問題は、「賈」の解釈である。これについては従来⁽³⁾の所説をきかず、「賈の意味不明」のまま放置されてきたらしい。しかしその記載法を調べると、すでに指摘したように、新来諸城の「韓」「穢」や旧民領域の「民」「人」に相当する実体をもつもので、したがって或る種の集団の属性を意味するはずである。それならば、その漢字義に従って、「賈」は商賈の謂であろう。それゆえ、「東海賈」とは、東海の商賈、つまり日本海沿岸に居住していた商賈ということになる。

ここに東海の商賈が登場するのはいささか奇異に感じられるかもしれないが、これには古くからの歴史的背景がある。半島北部の日本海沿岸は長く南北に延び、古来、沃沮族や穢族の住地であって、とくにその南半部の穢については詳述したとおりである（第三章3「城村支配下の種族支配」参照）。このあたりの特産物は、中国では古くより知られていたらしく、後漢・許慎『説文』（永元一二年編）第一一篇下に、

鯢、魚也。出_二葦邪頭_一國。

魴、魚也。出_二葦邪頭_一國。

鯛、魚也。皮有_レ文、出_二樂浪東_一嶋、神爵四年初捕、收_二輪考_一工。

とあるとおりである。「邪頭」は「邪頭味」ともいい、「東嶋」とともに樂浪郡の属県であり、また後者はかつて臨屯郡治の地でもあつて、いわゆる嶺東七県に属し、それは主として穢族の住地であつた。その住地一帯の著名な土産は鯢(いしもち)・魴(えび)・鯛(ぎぎ)などの魚類であつた⁽⁴⁾というのであつて、それは後代にも明徴がある。すなわち『後漢書』卷八五・東夷伝の濊条、および『三国志』卷三〇・東夷伝の濊条に、各おの

樂浪檀弓、出_二其地_一、又多_二文豹_一、有_二果下馬_一、海出_二班魚_一、使_レ来皆献_レ之。

樂浪檀弓、出_二其地_一、海出_二班魚_一皮、土地饒_二文豹_一、又出_二果下馬_一、漢桓時献_レ之。

とあり、穢の海では「班魚」がとれ、その皮が珍重されたらしいが、これは『説文』にいう東嶋産の「鯛」に当るとはいうまでもない。

さらに注意したいのは『三国志』東夷伝の東沃沮条にみえる記事、

国小、迫_二於_レ大国之間_一、遂_二臣_レ属_レ句麗_一、句麗復置_二其中大人_一、為_二使者_一、使_二相主領_一、又使_二大加_一、統_二責_レ其租賦_一、貂布・魚塩・海中食物、千里担負致_レ之、又送_二其美女_一、以_レ為_二婢妾_一、遇_レ之如_二奴僕_一。

である。ここには高句麗に臣属した沃沮の情況が伝えられているが、とくに大加をして収奪させた租賦、つまり「貂布・魚塩・海中食物」があげられている。魚塩・海中食物は漁撈によって獲得した海産物にほかならず、それらはさきにもみた魚類をも含んでいたであろう。半島の嶺東地方は穢・沃沮族の住地であり、彼らは漁撈生活を営んでいたが、

こうした生産形態は古来からのものであつて、彼らは中国を始め、近隣諸国にひろく知られた海産物を供給して著名であつたのである。

その供給の実相はよくわからないが、三世紀ごろ高句麗に対しては、政治的な臣属関係を介して租賦収奪の形態をとつた。こうした場合をも含め、異国・異族の特産物が商賈の販路にのることも当然考えられよう。古くは『史記』卷一二九・貨殖列伝で

夫燕亦勃碣之間一都会也、(中略)東綰穢・貉・朝鮮・真番之利。

と指摘されたのもそのことであり、燕の商賈の活動が、東方では穢を含む朝鮮半島にまで及んでいたことは確かである。ただこの「穢」が果して東海の穢を意味したのかどうかはわからないが、しかしるか西方から延びてくる商賈の道が、中国から朝鮮半島にまで達していたことは疑いなく、その末端が問題の嶺東の東海岸までたどりついていた可能性は否定できない。燕の明刀錢が平安北道の渭原郡や江界郡、慈江道の前川郡などから大量発見されているが、⁽⁵⁾それらの出土地点はいずれも鴨綠江中流域から嶺東海岸方面へ向う交通の要衝にあつている。戦国の古昔から、燕を起点に発した商賈の道に通じていたことは、明刀錢そのものが証明している。

以上に大過なしとすれば、四・五世紀ごろには、嶺東海岸から高句麗を経由し、さらに中国へ達する商賈の道があり、海産物の売買を含んだ商賈の活躍がみられたとしても不思議ではない。『碑文』の「東海賈」の正体は、これまでのべてきたような歴史的背景をもち、古くから穢族の漁撈生活に基礎を置いて活躍してきた商賈集団を指すのである。高句麗は、広開土王即位以前の時期に、嶺東の東海の地に進出し、そこに根拠を置く商賈集団を支配していたわけである。そこに商賈からなる特殊な集団の実在が認められるとともに、それを商賈集団として支配していた高句麗

の特異な種族支配の形態に注目しなくてはならない。

さて、検討すべき第二は、「□婁人」〔Ⅲ9 40〕Ⅲ10 1〕の「人」である。「人」字の用例は旧地名に類例をみず、その語義を特定しかねるのであるが、『碑文』全体に即して調べてみよう。

『碑文』の「人」字の用例には、およそつぎの三用法があつて、その語義にそれぞれ少しく相違がある。まず、(イ)「一千人」〔Ⅱ4 20〕、「十人」〔Ⅱ5 28〕、「三百余人」〔Ⅱ6 22〕は捕虜・人質の人数を計算する単位として用いられており、これは該当しない。つぎに、(ロ)「守墓人」〔Ⅳ8 18、Ⅳ8 9、Ⅳ9 5〕、「買人」〔Ⅳ9 36〕の用例は、或る特定の行為をする個人を指す。もっとも、守墓人は「守墓人烟戸」ともいわれ、守墓役を徵発される基礎単位としては「烟戸」Ⅱ「家」などで表わされる家族共同体が予定されているのであるが、守墓役を具体的に遂行するのは守墓人にほかならない。買人の場合でも、それに相對するのが「売者」〔Ⅳ9 32〕であるように、売買する個人をいうにすぎない。これでは問題の解決にならない。

そこで関心をひくのが、(ハ)「倭人」〔Ⅱ7 16〕、「安羅人」〔Ⅱ9 27、Ⅱ10 25、Ⅲ2 7〕の場合である。一応、地名に付された「人」字としてよいが、いっそう厳密には、その地名は種族名あるいは国家名と理解してよからう。つまりそれは、或る特定の種族・国家に属する人間集団を指す。

問題の□婁人が、この(ハ)の用例に近似することは明らかである。それは守墓役体制に組込まれた集団であるからには、独立した「□婁」国家を形成していたはずはなく、あくまで高句麗領域を構成する「旧民」の一部にすぎなかった。しかしその実態は、単なる一地名などというよりは、自立的な或る特定の種族(あるいはその一派)とみた方がよいのではあるまいか。

表 6 守墓人烟戸多出地名

地名 (新旧)	国烟	看烟	計
□ 婁人 (旧)	1	43	44
舎蔦城韓穢 (新)	3	21	24
閩 奴 城 (新)	2	22	24
彡 穰 城 (新)		24	24
安 夫 連 (旧)		22	22

守墓役に徴発された□婁人には、「国烟一・看烟卅三」、あわせて四四烟戸が指定された。その意味は、合計三三〇烟戸を出すべき地名、新・旧領域全体の五〇地名のうち、烟戸数のもっとも多いものを上位五地名に限って示した表で、ただちに了解されよう(表6)。

すなわち、国烟は多いとはいえないが、看烟数および国烟と看烟との合数では、二位以下をはるかにひき離している。そこに、□婁人集団の特殊な性格の一端が認められるとおもう。□婁人はかなり広い地域にわたって自立的な種族生活を営み、以前から高句麗に服属し、旧民としてその領域支配を受けていたのである。高句麗旧領の種族支配の一例が、ここにも認められるといえよう。

2 旧民領域の種族支配(2)

——「民」と中国人集団——

さらに第三に検討すべきものは、前記の「賈」「人」字をもつ地名を除いた一二地名であるが、それを考えるにあたって手がかりとなるのは、「売句余民」〔Ⅲ824〕、「敦城民」〔Ⅲ91〕、「平穰城民」〔Ⅲ926〕の場合、つまり「民」字を付す三地名である。これは当該地に居住する一般人民ということで、そのことに特別な意味はないようにおもえる。「民」字の有無に関係なく、そこに一般人民が存在したことは自明だからである。しかしひるがえって、前述の「賈」「人」との対照において、加えて「民」を欠如する場合と対照して、これら三地名がとくに「民」字をもつことの意味

味を積極的にとらえるならば、高句麗の守墓役徴収にあたり、その地域では高句麗「民」が特殊に選択されたと理解されるであろう。すなわちこのような選択が行われた背景には、高句麗「民」に属さない多数の人民の実在が想定されるのである。

売句余・敦城・平穰などの周辺には、以前から高句麗の支配に服していた「民」がいたが、それと混在して居住していた集団、それも「民」にあらざる集団が定住していたのではなからうか。そうした集団としては、韓・穢・稗麗（契丹）などの新来領域の諸種族のほか、夫余・肅慎やその他さまざまな異種族が考えられる。それに加えてみのがせないのは、遼東方面から東流してきた漢族を中心とする中国系人士の動向であろう。

朝鮮半島と中国人の関係は、古来、きわめて深いものであって、多くの中国人が高句麗領に流入していた。前漢・武帝の元封三（紀元前一〇八）年に楽浪・玄菟・臨屯・真番四郡が設置されてから、玄菟以下三郡の撤退・廃止や、帶方郡の新設という経過をへ、四世紀初頭までおよそ四百二十年間、漢・魏・晋の郡県統治が継続したことを指摘するまでもなく、そのことは容易に理解できよう。それだけでなく、楽浪・帶方二郡が滅んだ三二三年ごろ以後にも新たな中国人の来入が続いていたのであって、四〜五世紀に限ってそのことをたどってみても、つぎのような事件が起きている。

(一) 晋・太興二（三二九年）——晋の平州刺史・東夷校尉である崔毖は、慕容廆に破られて高句麗に奔った。（『晋書』卷六・同上年一二月条、同書卷一〇八載記・慕容廆伝、『資治通鑑』卷九一・同上年月条）

(二) 後趙・建武二（三三六）年——慕容仁の幕下にあった修寿・郭充は、慕容皝の討伐にあい、平郭に破れ、高句麗に走れた。（『資治通鑑』卷九五・咸康二〔原作三〕年正月乙未条）

(三) 後趙・建武四(三三八)年——後趙の封抽・宋晃・游泓らが、前燕王の慕容皝に討伐され、高句麗に逃れた。
〔資治通鑑〕卷九六・咸康四年五月条

(四) 前燕・建熙一一(三七〇)年——前燕の慕容評は、前秦に破れて、高句麗に奔った。〔晋書〕卷一一三載記・苻堅伝上、〔資治通鑑〕卷一〇二・太和五年一一月条

(五) 北燕・太平六(四一四)年以前——北燕王・馮跋の弟の馮丕が内乱をおこし、走れて高句麗に投じた。〔晋書〕卷一二五載記・馮跋伝

(六) 北燕・大興六(四三六)年——北燕王の馮弘(文通)は、北魏に圧迫されて高句麗の平郭に奔り、ついで北豊城に移った。〔魏書〕卷四・太延二年二月辛未条、同年五月乙卯条、同書卷九七・馮跋伝の太延二年条、同書卷一〇〇・高句麗伝、〔資治通鑑〕卷一二三・元嘉一三年四月条、同五月条、〔翰苑〕卷三〇・高麗条所引『十六国春秋』

このうち、(三)宋晃は前燕に送還され、(五)馮丕は北燕に還り、(六)馮弘は殺されるが、いずれも五胡一六国時代の争乱期を背景とした政治的な抗争事件の余波であり、高句麗はそのたび毎に東奔する人々の流れを受けとめたのであった。そこで割目しなければならないのは、(二)佟寿の場合であろう。周知のように、高句麗に走れた後の足跡の一部が知られるからである。すなわち一九四九年春、黄海道安岳郡安岳面愈順里で発見された石室墓(安岳第三号墳)は、その優秀な石室構造、とくに室内に描れた人物風俗壁画で注目をあびた。⁽⁶⁾その前室から西側室へ向って左方の壁面に人物が描れているが、その頭上に、墨書で七行の墓誌銘が読みとれる。

永和十三年十月戊子朔廿六日」癸丑、使持節、都督諸軍事、平東將軍、護撫夷校尉、樂浪」囿、昌黎・玄菟・帶

方太守、都」郷侯、幽州・遼東・平郭・都郷・敬上里、冬寿、字」□安、年六十九、斃官

これは「冬寿」の墓誌銘である。この冬寿と墓の主人公との関係については論議の分れるところであるが、この冬寿がこれより二三年前に高句麗に亡命した「佟寿」であることは間違いない。佟寿の名は、すでに晋・咸和五（三三二）年ごろ、『晋書』卷一〇九載記・慕容皝伝に「司馬〔の〕佟寿」とみえる。このとき皝の命で、平郭にいた慕容仁の討伐に向ったがこれに失敗し、かえって仁に降った。その幕下にあること六年、皝の追撃を受けて高句麗に亡命したことは先に述べた。墓誌によると、彼は「幽州、遼東〔郡〕、平郭〔県〕、都郷、敬上里」の人で、晋・永和一三（三五七）年に六九歳でなくなったという。

冬寿の亡命生活の一端を示すのは、彼の称号「使持節、都督諸軍事、平東將軍、護撫夷校尉、樂浪圉、昌黎・玄菟・帶方太守、都郷侯」である。これについて岡崎氏は、これらの称号がすでに虚号化していた事実を指摘しながら、東晋年号の「永和」を重視して、「一応東晋によってみとめられた官職とも考えられよう」と理解されたが、これは隠当などところであろう。しかしそれに関連して、なおつぎの二点を指摘しておきたい。

第一は、右の称号が東晋の正式な承認を得たかどうかという点である。冬寿亡命後の高句麗の東晋への遣使はただ一回、『晋書』卷七・建元元（三四三）年二月条に「高句麗遣使朝」と記録されているだけである。高句麗の被護下にあった冬寿らが、高句麗の遣晋使を通じて、あるいは独自に東晋の正式な官爵を受けなかったとはいきれないが、官爵自称のことを考える余地があつてもよい。当時の実情からすれば、むしろ自称と解するのが自然であるとおもう。

第二は、右の称号に含まれる「樂浪相」とは何かである。今までのところ、それは「樂浪公の公国の相の意であり、冬寿が仕えた樂浪公とは『高句麗王・樂浪公』の称号をもつ高句麗王釗（故国原王）と思われる」という理解が妥当

のようにおもわれる。その「楽浪公」は、冬寿死去の三年前、前燕・慕容儁から封爵されたもので、『晋書』卷一一〇 載記・儁伝に、

高句麗王釗、遣使謝恩、貢其方物、儁以釗爲營州諸軍事・征東大將軍・營州刺史、封樂浪公、王如故。

とある。もしこの解釈が正しいとすれば、冬寿は高句麗王である楽浪公の直臣、前燕皇帝の陪臣となつたわけであり、前燕は叛臣である冬寿の罪を許したことになる。しかしこれでよいか、予断を許さないものがある。

冬寿と高句麗との或る種の関係は否定できないであらう。だが、自称官爵のただ中に、前燕が賜授した公爵に連らる「楽浪相」がただ一つ挿入されていることには、少しく疑念の残るところである。まして東晋年号の「永和」を冒頭に冠した墓誌銘であるからには、この矛盾は解き難い。すべて自称の称号と理解するか、東晋のあざかり知らぬところと理解するのが、もつとも妥当なのではあるまいか。

冬寿は晋・太康一〇(二八九)年生れの平郭の人で、晋の末世に青年時代を過し、二〇歳代の後半に楽浪・带方の滅亡や、晋室の東遷を経験した。その後、五胡争乱の遼東を舞台に、慕容氏のもとで登場してきたのであった。墓誌にみえる東晋への傾倒ぶりは、慕容氏に追われて送つた亡命生活の苦悩を土台に、慕容氏を越えて晋へ回帰し、それが晩年の冬寿の心情をそのまま表わしているようにもおもわれる。こうした内面的な心情の晋への回帰は、ただ冬寿個人の体験にとどまらず、とくに高句麗へ東奔して亡命生活を送る中国系人士に共通したものであったことは、推想できるところである。そしてそれは、半島西北部で発見された年号銘をもつ遺物¹⁰⁾で明らかとなるが、そのうち楽浪・带方郡の滅亡以後に限って整理すると、つぎのとおりである。

〔紀年〕 (西紀) 〔造博者〕

〔出土地〕

晋 建興 四(三一六)年 會景□造

黃海道

東晋 建武 九(三二五)年 王氏造

黃海道

東晋 泰寧 五(三二七)年

黃海道龍門面福隅里

東晋 咸和 一〇(三三五)年 孫氏造

黃海道信川郡信川面社稷里

東晋 建元 三(三四五)年 孫氏造

黃海道信川郡加山面干城里

東晋 永和 八(三五二)年 韓氏造

黃海道信川郡北部面

東晋 永和 九(三五三)年 佟利造

平安南道平壤駅

東晋 元興 三(四〇四)年 王君造

黃海道信川郡北部面

備考 *印は改元後の使用例

すでに東晋の統制が直接に及ばなくなったこの地方で、なお東晋年号が四世紀中ごろまで、それもしばしば改元を知らずに用いられていた(*印参照)。こうした親晋・向晋の中心は、造博者・築墓者たち、つまり王・孫・韓・韓・佟などの姓を称して出現していたが、三上次男氏によればこれらは「土着漢人豪族」であった。そこでとくに注目しなくてはならないのは、一九三二年に平壤駅構内から発見された墓博銘

永和九年三月十日、遼東・韓・玄菟太守、領佟利造

である。「遼東・韓・玄菟太守」については、発掘・調査の当初から東晋公認の官職であるという解釈があるが、これもまた、東晋の權威を念頭に置いた自称と考えてよからう。その上で重要なのは、(1)この年号が「永和」を用いてい

て、さきの冬寿墓誌銘と同じであること、(四)年次が永和九(三五三)年で、冬寿死亡のわずか四年前であること、(ハ)出土地が平壤、つまり冬寿墓所在の安岳に近く、『広開土王碑文』にいう「平穰城」その地にほかならぬこと、(ニ)そしてこの「佟」利の姓は「冬」寿のそれに通じ、両者は同姓・同族であつたと推定されることである。⁽¹³⁾

すなわち四〜五世紀ごろ、王・孫・韓などの姓を称する土着漢人の豪族がいて、古くは楽浪・帶方郡の時代の伝統をうけつぎ、親晋・向晋の志向を強くもつていた。その上にさらに佟氏のような近來の流入・亡命者集団が平壤から安岳方面に入りこんでいたのである。晋への回帰は、冬寿のみの個人的志向ではなく、むしろこの地方に定住していた中国系人士に共通した性向にまで高められていた。こうした実状を前提にして、「長寿王の平壤進出までは、西鮮は完全な高句麗の支配下にあつたというより、いまだ一種の自治をもち、緩衝的な地帯であつた」という見解に接するとき、これを認めないわけにゆかないのである。むしろ、さきに『碑文』に即して指摘した高句麗「民」にあらざる多数の人民の実体に、いっそう具体的には売句余・敦城、そしてほかならぬ「平穰城」周辺の「民」ではなかつた異種族の中に、以上に述べた漢人豪族をはじめ、流入中国人の集団を含めて理解してよいとおもう。高句麗領で自立的な社会生活を送りながら、他方では高句麗「民」になりきらず、守墓役体制に組みこまれず、漢人政權の正当性を東晋に求め、それへのやみがたい情熱と思慕をつのらせていた多数の漢人の姿が浮んでくるであらう。^(補註)

ところで周辺の異種族との対比で特記された高句麗「民」はかなり限定された、狭義の「民」である。それは高句麗の統治に服し、その賦役を負担する者で、高句麗の基本的な被治階層であつたが、このような狭義の「民」は、中国の統治体制でいえば郡県「民」⁽¹⁴⁾に相当し、その語義もそれに由来するものであらう。しかしその反面、狭義の「民」にあらざる「賈」「人」を含め、旧民領域で守墓役を負担したものはすべて「旧民」なのであつて、『碑文』の「国富

民殷」(I 531~34)にいう広義の「国」の「民」に当る。このような広狭二義の字義を区別する必要があるが生じたのは、流入・土著の中国系人士をはじめ、多くの自立的な異種族を包含していた高句麗の領域支配そのものの構造とその性格に起因するのである。

以上において、高句麗の旧民領域における多様な種族支配の実態を考察した。「賈」は嶺東を基盤に活躍する商賈集団であり、また「人」は古くから服属した独立性の強い種族であって、これら広義の「民」は狭義の「民」と対比されていた。これとは別に平壤平野や載寧平野を中心に居住していた自立的な中国人集団を指摘できた。旧民領域においても各種の異種族を含み、この種族支配という点では新来領域の場合に基本的には共通する。むしろ旧民領域にとくに認められる特色が、一段と多様で複雑な種族支配のあり方であったというべきであろう。それは高句麗の旧民領域が長期にわたって形成されてきた過程の多様さと複雑さに対応するものにはほかならない。

3 旧民領域における城支配の展開

旧民の性格を考える手がかりとなった地名末尾の「賈」「人」「民」とは別に、旧民領域における支配の実態とその特質を探るための、もうひとつの手がかりが残されている。旧民地名の末尾に付された「城」および「連」「谷」の文字がそれである(表5参照)。

そこで第一に、「城」字を有するものと無いものの地名が相半ばし、各おの七を数える点が注目される。「城」字欠如が直ちに城塞の欠如を意味するとはいえないが、守墓役が城を基礎単位として徴収されなかったのは事実であり、それゆえここ旧民領域では、城・村関係を基底にもつ城村支配が必ずしも一般的で基本的な支配形態とはいえない。

たことにならう。このところが、城支配のみから成る韓・穢の新來諸城の領域支配や、城支配をまったく欠如する穢麗の新來領域のそれなどと異なるのであり、旧民支配の特色がうかがわれる点である。それを考えると、城支配の存否を兩極にして、稗麗―旧民―韓・穢（百殘）と並ぶ一連の系列が想定され、それがまた興味をよぶことになるう。

第二に注目されるのは、「谷」字を伴う二地名、具体的には「□谷」〔Ⅲ 10 9・10、Ⅲ 10 32・33〕である。¹⁶これらは「城」字欠如の四地名の一部であり、「城」に代って「谷」が付されているので、城に対比される特色がこの「谷」字にこめられているものとおもわれる。従来の指摘にもあるように、「谷」は「吞」「且」「頓」などとも表わされ、*toro* と訓読されていて、邦語 *tani* に通じ、北方系（高句麗）語彙の代表例の一つであって、漢字義のとおり谷タニ、溪タニカワの謂である。¹⁷丘陵・山間に流れる溪流の流域は聚落立地として好適であり、事実、古代種族が好んで住みついたのであり、『碑文』には、「沸流、谷、忽本西城山」〔I 3 12〕や「帛慎土谷（中略）莫□羅城加太羅谷」〔II 6 4、II 6 16〕の用例もある。

「沸流谷」は、高句麗始祖の鄒牟王が南巡して定着し、始めて王都を建てたとされる土地であり、後代まで始祖廟の置かれた聖地でもあって、水辺の地であった。この沸流谷の河水のことは、二世紀末ごろの高句麗内紛を記した『三国志』卷三〇・東夷伝の高句麗条に実在の「沸流水」としてみえ、同書卷二八・毋丘儉伝にもあらわれるが、ここが高句麗興起の地、佟家江流域の通化・恒仁地方に当ることはいうまでもない。また「帛慎土谷」は帛慎つまり息慎・肅慎の土谷のことで、これは低平な景觀のかなり広い土地を示しているが、問題はそこに含まれる「莫□羅城」と「加太羅谷」との関係であろう。この城と谷とが並立的なものか、上下隸属的なものか、いずれかに判定すべき根拠を欠くが、少くとも後者が河辺立地の聚落を意味していることは疑いない。

注目すべき第三は、「管連」〔Ⅲ 9 33・34〕と、「安夫連」〔Ⅲ 10 23・25〕の二地名に付せられた「連」字である。この特徴はまず「城」字を欠くことであり、非城の地であることでは「谷」と異らない。だが谷は後代まで長く用いられるが、この「連」は後にその姿をみせぬ点に特色がある。それゆえ「連」の積極的な実態は問題とされたこともなく、解釈に苦しむが、これと対比的な「城」「谷」の場合、さらに上述した「賈」「人」「民」などの事例からみて、これらと同様に漢字義で考えるのがもつとも妥当であろう。それならば、『礼記』王制に、

天子百里之内以共官、千里之内以為御。千里之外設方伯、五国以為屬、屬有長、十國為連、連有帥、三十國以為卒、卒有正、二百一十國以為州、州有伯、八州八伯・五十六正・百八十帥・三百三十六長、八伯各以其屬、屬於天子之老二人、分天下以為左右、曰二伯。

とみえ、また『国語』齊語に、國つまり近畿と、鄙つまり地方とについて、それぞれ

制五家為軌、軌有長、十軌為里、里有司、四里為連、連有長、十連為鄉、鄉有良人、五鄉一帥。

制五家為軌、軌有長、六軌為邑、邑有司、十邑為率、率有長、十率為鄉、鄉有良人、三鄉為屬、屬有帥、五屬天下。

とあることに注目したい。前者は国を單位に十國で一連と数え、後者は家を單位に二百家で一連とするが、いずれもその單位を積み重ね、ピラミッド型に整然と組織化された内外の統治体制を志向する点では同じである。¹⁹⁾

さらに重要なのは、『礼記』王制では「千里之内」つまり「天子の田は方千里」、あるいは「千里之内を甸と曰ふ」範圍に対し、その外方に拡る「千里之外」つまり「千里之外を采と曰ふ」地帯に「連」が存したことである。逆に『国語』齊語では、「鄙」つまり地方に対して、「連」は「国」つまり近畿に許容される。内と外の相違はあるが、い

ずれも「采」とか「国」とかという特定の地区に限って設定されることになっている。『碑文』の「連」は、中国古典に記されたような「連」制を念頭におき、それを承けたものではなかるうか。もしそうならば、高句麗は或る時期に王都の国内城を基点とする特定の地区を設定し、そこで特別に組織された支配単位をおき、それを中国の古典にならって「連」と称したのであろう。しかしそれは後代に継がれないままやがて消滅してしまつたらしく、それゆえ一時的な支配単位として終つたが、『碑文』にみえる二つの「連」は、五世紀初頭に残存するその姿をとどめたものである。地方制に「連」が指摘できることは、高句麗の領域支配の展開を考える場合、忘れてはならないであろう。

旧民領域における支配の実態の一面は、以上の「城」「谷」「連」などに反映された領域区画の多様性を介して考察された。このうち「連」の実相はほとんど知られておらず、今後の課題に残すほかないが、さらに理解を深めたいのは「城」と「谷」、すなわち当時の『牟頭婁墓誌』でも「城民・谷民」〔第43行〕などと並び称されていた城と谷との史的性格である。

そこではじめに「城」の出現をめぐって考えてみる。旧民領域にあげられているのは「敦城」「干城」「碑利城」「平穰城」「新城」「南蘇城」と「□城」の七城であるが、干城と最後の某城の二城には考察の手がかりがまったくない。

そこでまず「敦城」についてであるが、『三國史記』卷三七・地理志に掲げられた「総章二年英国公李勣奉勅以高句麗諸城置都督府及州界目錄」によると、その「鴨渌水以北未降十一城」のなかに「新城州、本仇次忽」がみえ、それに「或云敦城」の割注がある。この記事は早くから問題とされ、これによつて敦城が「瀋陽附近」に比定されること⁽²¹⁾もあるが、『碑文』には「新城」(州)と「敦城」とが別個にみえることから、「新城ト敦城トハ、自ラ別所ニテ、李勣ノ奏ニ、敦城ヲ新城ノ一名トシタルハ、誤リカ」という指摘は正当である。それゆえ当該条の割注の信憑性には欠

けるところがあり、それらは「三国史記の編者の書き入れであること疑いなく」、「編者の軽卒なる思いつき」の可能性が少くない。それゆえ、いまのところ敦城については何もわからないというほかない。

つぎに「碑利城」であるが、これを『碑文』永樂五年条の「稗麗」に当て、両者を同一地点とする解釈があるが、その誤りについてはすでに指摘した(第三章一「永樂五年条稗麗の解釈」参照)。この城は、はるか後世、新羅・真興王二二(五六一)年建立の『昌寧碑』に、その用字もそのままに、「碑利城軍主 喙 福登智 沙尺干」とみえるもので、それならば『三国史記』卷三五・地理志に、

朔庭郡、本高句麗比列、忽郡、真興王十七年・梁太平元年為比列、置軍主。

とある比列忽(今の咸南の安辺)でなくてはならない。もともとここは穢族の住地であって、四世紀初以来の中国支配の弛緩とともに高句麗の浸透を招いたところであり、『碑文』に併記された「東海賈」の住地に続く嶺東の地であった。碑利城は、四〇五世紀を通じて、とくに高句麗の東南辺鎮護の要衝となっていたのである。

つぎの「平穰城」は、『碑文』永樂九年条、および十四年条の「平穰」であって、ほぼ現在のピョンヤン地方であることは説明を要しない。古来、この地方は朝鮮半島の政治・文化の中心地であり、中国勢力が浸透していたところであるが、四世紀初頭に高句麗領に入った。『三国史記』卷一八によれば、故国原王四(三三四)年八月に平穰城を増築し、同王一二年七月には平穰東黄城に移居し、長寿王一五(四二七)年の平穰遷都を迎える。この文献上の地名とその現地の具体的な比定には、まだ未知・未定のところが残っており、とくにその後における平穰地方内での遷都の有無およびその現地比定は議論の分れるところであるが、²⁶⁾ 少くとも長寿王代の平穰遷都の当初においては、王宮を山麓の平地に築き、これとは別に山城としての大聖山城が平城と不可分のプランをもって造営されていたものであろう。²⁷⁾

『碑文』の平穰城についても、この山城を除いてその実相は考えられないことに注意しなくてはならない。かくてこの地一帯は、四世紀前半に高句麗領に編入され、そこに築造された山城を中心に、歴史的に政治・文化の因縁深いこの地を確保し、高句麗南境を扼する軍事拠点ともなっていた。故国原王四一（三七一）年、百済の近肖古王の平壤攻撃が行われ、これを迎え撃った同王が戦死するという大事件がおこった。これをうけた『碑文』の時代は、平壤の軍事的意義が再認識されていたはずである。

「新城」の遺址は、撫順北方の北関山城に比定される。池内宏によれば、四世紀前半ごろ、高句麗は前燕の慕容氏の手の中にあつた玄菟郡（いわゆる池内氏の第三玄菟郡で、撫順に比定される）を侵奪したが、この「新城は玄菟の故郡城に対する高句麗自身の山城としての玄菟新城に外なら」ず、『三国史記』卷一八・故国原王五（三三五）年正月条の「築_三国北新城」は、その事実_二にふれたものであるという。『三国史記』にはこれ以前に属する時期の新城が散見するが、これらがどの程度確かな事実を伝えるものか疑わしい。ただ、重要なのは、四世紀以後、これが国北の名城としてきこえたことである。前記の李勣の「目錄」の「鴨渌江以北未降十一城」にあげられた「新城州」はまさしくこの城であり、『旧唐書』卷一九九上・高麗伝によれば、遼東道行軍大総管たる李勣そのひとの言に、

新城、是高麗西境鎮城、最為要害、若不先攻、余城未易可下。

とあつて、その後の戦闘の具体的な経過は、新城が最も重要な西境鎮城であることを証明した。

残る「南蘇城」の所在は、いまなお確かでない。この城は、『漢書』卷二八・地理志の玄菟郡・高句驪県の注に、

遼山、遼水所出、西南至遼隊、又有南蘇水、西北經塞外。

とある「南蘇水」に関係があり、それは蘇子河（渾河上流）に当るといふ解釈がある。³⁰⁾ たしかに蘇子河近辺、また新

城の東北方のほど遠からぬ地点にあつたと推定されるが、さらに注目されるのは、唐・張楚金『翰苑』（殘卷）卷三〇・蕃夷部の高麗条「南蘇表成驗容恪之先鳴」に付された唐・雍公叡の注、

南蘇城在国西北^二、『十六国春秋・前燕錄』曰「慕容晃十二年、遣^二度（^一遼將運（^二軍）慕容恪、攻^三高麗南蘇^一剋^レ之、置^レ戍而還、」即此城也。『高麗記』云「在^二新城北七十里山上^一也。」

である。唐・陳大德『高麗記』⁽³²⁾逸文によると、南蘇城の所在は新城の北七十里で、しかもそれは山城であつたといふ。そして魏・崔鴻『十六国春秋・前燕錄』逸文の「慕容晃十二（三四五）年」⁽³³⁾における慕容恪の攻略事件は、じつに史上最初の確かな南蘇城の姿を記録したものであつて、それはこの年以前に築城されていたことになる。おそらく玄菟郡侵奪の際、それゆゑ新城築造とほぼ時を同じくして出現した山城なのであろう。ただ築城まもなく慕容恪の攻略に遭い、さらに東晋・降安四（四〇〇）年つまり広開土王の永樂一〇年には、新城ともども慕容盛に破られたのであり、必ずしも安定してはいなかつた。しかし、新城・南蘇城があつたこの一帯は、四世紀末より以来、ほぼ一貫して高句麗領域にとどまり、かえつて前燕・後燕の軍事的圧力に対する防備の要衝として機能していたと評価される。五世紀初頭に旧民領域として『碑文』に記録されて後、この両城は高句麗西辺で屈指の名城として知られたのである。

以上で検討した旧民の諸城には、ほぼ共通して認められる特色があるが、その第一として、それらの「城」は石築・土築の山城か、あるいは山城を背後にもつ平城であつたことがあげられる。山城築造は、高句麗を含む北方系諸種族に固有の施設であつて、朝鮮半島を経て、日本列島西部にも伝えられたが、これは中国式の城郭建築とは異つて、好対照をなすのみならず、それは敵の攻撃を避け、その鋭鋒をかわす避城・迷城であつて、その限りでは消極的な機能を果たすにすぎなかつたが、これを戦術的観点からすれば、軍事施設として重要な意義をもつたといえよう。ここに

第二の特色が指摘される。第三にあげなくてはならないのは、四世紀前半以後の時期に、当時新たに開かれた領域に築造された城にほかならなかったということである。もちろん城のような施設がこれ以前に少なかったというわけではなく、山城築造はすでに長い歴史をもっていたはずではあるが、ここでは以上にあげた三つの特色が相互に関連する形で認められるということが重要である。すなわち、高句麗に編入された新開地の軍事的要衝に山城を築いたという事実が、とくに四世紀以後において顕著に認められるのである。

このような城の特色は、旧民という枠をこえて、おそらく高句麗領域の諸城に通用のものであろう。これに大過ないとする、これら高句麗諸城の動向は、晋の南遷、五胡一六国時代の開始、楽浪・帶方兩郡の滅亡、百濟・新羅・倭の擡頭など、四世紀前半を境に展開し始めた情勢の変化と無関係とはおもえない。中国から朝鮮半島を経て日本列島に達する東アジアを舞台に、激しく流動する情勢、それも国際的な軍事的緊張の時代に対応して高句麗がとった積極策の一環と理解できるであろう。

この「城」の特色を「谷」と対照するとき、後者の性格の一端が明らかとなる。高句麗に関するまとまった最古の文献『三国志』卷三〇・東夷伝の高句麗条の記事、

多_三大山・深_三谷_三、無_三原沢_三、随_三山_三・谷_三以為_レ居、食_三澗水_三、無_三良田_三

は、高句麗の自然的景觀に関する最古の文献でもある。「大山と深谷と」が多いという自然的景觀を前提として、その「山と谷と」に随って居住したという三世紀ごろの情景は、後代の『碑文』にあらわれる対称的な「城」と「谷」とにそれぞれ対応し、『牟頭婁墓誌銘』にみえる「城民と谷民」の自然的・社会的基礎を説明するものである。

五世紀初頭に並存していた「城民」と「谷民」とは、これを史的展開の過程で理解しようとすれば、溪流近辺の平

地に聚落生活を営む「谷民」の一般的な実在を前提とし、その後の領域支配の展開において新たに諸城が築造され、「城民」が登場してきたものといえよう。その登場の重要な画期の一つがおよそ四世紀前半に認められる。それゆえ、おおづかみにいえば、伝統的な谷支配を基底にもち、その上で四世紀前半ごろを分期として、山城を含む「城」支配が新開領域を中心に出現し、谷支配から城支配へという新傾向が展開して、両者が並存する状態を呈するに至ったといえるであろう。ここに、城支配の優位性が展望されてくるのである。

以上の三節を通じ、高句麗の旧民領域における支配の特質を問題としてきた。そこで指摘できたことは、第一に、その種族支配の複雑・多様性である。ただ多くの異種族を領域支配にとりこむというだけでなく、とりこまれた集団が嶺東地方の漁撈生産を基礎にもつ職能的な商賈集団とか、政治的亡命の生活を送る自立的な中国人集団とか、当時の情勢を背景として存在した特色ある性格をもっていたことは、興味をひく事実である。また第二に、四世紀初頭を一応の分期とする新しい支配形態の展開、つまり谷支配から城支配への展開と、その結果として展望されてくる城支配の優位の中での両者の並存を指摘した。第三にあげなくてはならないのは、上記した二つの特質が、高句麗の旧民領域の複雑さ、その史的形成過程の多様さ、それらを規定した在地社会の複雑さ・多様さを示す。これを所与の前提として、高句麗の旧民支配は長期にわたって形成されてきたのであり、ここにおいてさらに広開土王代の新來領域の拡大期を迎えたのであった。

1 三宅米吉「高麗古碑考」(『考古学会雑誌』二一三(一九八八年七月)八九頁)。

2 朴時亨『広開土王陵碑』(『社会科学学院出版社、ピョンヤン、一九六六年』二二七頁)。

3 今西竜「広開土境好太王陵碑に就て」(『朝鮮古史の研究』(『国書刊行会復刊、一九七〇年』四七一頁)。

4 池内宏「楽浪郡考」〔満鮮地理歴史研究報告〕一六〔東京帝国大学文学部、一九四一年〕原載、『満鮮史研究』上世編〔祖国社、一九五一年〕五九～六〇頁）、同「真番郡の位置について」〔満鮮史研究』上世編〔前掲〕一三四頁〕。

5 藤田亮策「朝鮮発見の明刀銭と其遺跡」〔京城帝国大学文学会 史学論叢〕七〔一九三八年三月〕原載、『朝鮮考古学研究』〔高桐書院、一九五八年〕一九六～二四一頁）、西谷正「朝鮮におけるいわゆる土抔墓と初期金属器について」〔考古学研究』一三―二〔一九六六年一〇月〕一頁）、劉正俊「慈江道前川出土の明刀銭について」〔文化遺産』一九五七年一号〔ピョンヤン、同年一月〕。

6 都宥浩「在朝鮮安岳発現的一些高句麗古墳」〔文化遺産』創刊号〔ピョンヤン、一九四九年〕原載、中国語訳「文物參考資料』一九五二年一期、〔北京〕所収、宿白「朝鮮安岳所発現的冬寿墓」〔文物參考資料』一九五二年一期〔前掲〕、李進熙「黄海南道の高句麗壁画古墳」〔駿台史学』六〔一九五六年三月〕、科学院考古学及び民俗学研究所『安岳第三号墳発掘報告』〔ピョンヤン、一九五八年〕、金容俊「高句麗古墳壁画研究」〔ピョンヤン、一九五八年〕、熊谷宣夫「冬寿墓（安岳第三号墳）紹介」〔仏教芸術』三七〔一九五八年二月〕、洪晴玉「関于冬寿墓的発現和研究」〔考古』一九五九年一期〔北京、同年二月〕、蔡熙国「高句麗石室封土墳の起源について」〔文化遺産』一九五九年三号〔ピョンヤン、同年六月〕、田疇農「安岳『河塚（三号墳）』について」〔文化遺産』一九五九年五号〔ピョンヤン、同年一〇月〕、蔡秉瑞「安岳近傍壁画古墳発掘手録」〔亜細亜研究』二―二〔ソウル、一九五九年二月〕、李進熙「解放後における朝鮮考古学の発展」〔考古学雑誌』四五―三〔一九五九年二月〕、朱栄憲「高句麗壁画古墳の編年にかんする研究」〔科学院出版社、ピョンヤン、一九六一年〕、永島暉臣慎訳「高句麗の壁画古墳」〔学生社、一九七二年〕、岡崎敬「安岳第三号墳（冬寿墓）の研究」〔史淵』九三〔一九六四年七月〕、考古学研究室『美川王陵』〔科学院出版社、ピョンヤン、一九六六年〕、日本語抄訳「朝鮮研究年報』一三〔一九七一年七月〕、金元竜「韓国考古学概論」〔ソウル、一九六六年〕西谷正訳「韓国考古学概論」〔東出版、一九七二年〕など。

7 墓誌銘の主人である冬寿と墓の被葬者の関係については、被葬者を冬寿とはせずに高句麗王とみる論者が共和国に少くなく、

李如星氏は第一六代故国原王陵、鄭白雲氏は第一五代美川王陵にあてているが、『美川王陵』(前掲)は後説を主張しているという。冬寿墓にあらずという場合、壁画人物像を説明する朱書の「帳下督」「記室」「省事」などの文字や、壁画にみえる行列の規模の大きさなどは冬寿にふさわしくなく、墓は王陵級であり、四世紀ごろの王都である国内城周辺に埋葬されなかったのは美川王のみであったということなどが、その主な理由としてあげられているようである。

8 岡崎敬「安岳第三号墳(冬寿墓)の研究」(前掲誌六三頁)。

9 坂元義種「金石文(Ⅱ朝鮮)」「江上波夫監修『考古学ゼミナール』」(山川出版、一九七六年)二六六頁)。

10 朝鮮総督府『永和九年在銘埴出土古墳調査報告』附録「楽浪・带方郡時代紀年銘埴集録」(昭和七年度古蹟調査報告第一冊「一九三二年」)、梅原未治「朝鮮北部出土紀年埴集録」(「支那学」七一一「一九三三年五月」)。「建武」「元興」はどちらも後漢か東晋かのいずれかであって判定に苦しむのであるが、ここでは仮りに東晋年号としておく。

11 三上次男「楽浪郡社会の支配構造」(「朝鮮学報」三〇「一九六四年一月」)原載、『古代東アジア史研究』(吉川弘文館、一九六六年)三二一―三二五頁)。

12 朝鮮総督府『永和九年在銘埴出土古墳調査報告』(前掲)一九頁)。

13 三上次男『古代東アジア史研究』(前掲)五一頁)、岡崎敬「安岳第三号墳(冬寿墓)の研究」(前掲誌六五頁)、朝鮮総督府『永和九年在銘埴出土古墳調査報告』(前掲)一七―一八頁)。

14 岡崎敬「安岳第三号墳(冬寿墓)の研究」(前掲誌七三頁)。

15 「民」の狭義の語義については、三世紀ごろの東夷諸種族に対する中国郡県支配に即して示唆したことがある。武田幸男「魏志東夷伝にみえる下戸問題」(「朝鮮史研究会論文集」三「一九六七年一〇月」三一頁註一一)。

16 『碑文』酒匂本が「梁谷」(Ⅲ109~10)と「改谷」(Ⅲ1032~33)と釈文して以来、これが踏襲されているが、榮禧は「梁」を「忽」とよみ、『朝鮮金石総覧(上)』は「改」をよめないとした。今西竜は「梁」「改」二字に疑問ありとみたが、水谷悌二

郎氏は原石拓本につき、兩字は釈文不能とした。だが「谷」字はいずれも明瞭によめて問題はない。

- 17 前間恭作「三韓古地名考補正」〔史学雑誌〕三六一七〔一九二五年七月〕原載、『前間恭作著作集』下〔京都大学国文学会、一九七四年〕三一七頁、鮎貝房之進「借字攷」〔朝鮮学報〕九〔一九五六年一月〕原載、『雜攷（俗字攷・俗文攷・借字攷）』〔国書刊行会、一九七二年〕八八八〜八八九頁、八九三頁、李基文『韓国語の歴史』（藤本幸夫訳）〔大修館書店、一九七五年〕四三〜四五頁。
- 18 朴時亨『広開土王陵碑』（前掲）一八二頁。
- 19 『管子』小匡篇にも、『国語』齊語と同文のものがある。
- 20 『管子』乘馬篇に「五家而伍、十家而連、五連為暴、五暴為長、命之曰某郷、四郷、命之曰都、邑制也」とあり、ここでも家を単何に十家一連としている。
- 21 朴時亨『広開土王陵碑』（前掲）二一八頁。
- 22 那珂通世「高句麗古碑考」〔史学雑誌〕四九〔一九九三年二月〕原載、『那珂通世遺書』〔大日本図書株式会社、一九一五年〕四九八頁。
- 23 「安市城、旧安守忽」に付した割注「或云丸都城」の例では、島田好「高句麗の安市城の位置に就て」〔歴史地理〕四九一〜四九二七頁（一月）で明らかのように、安市城は遼東の海城具附近に比定されるのに対し、丸都城はまぎれもなく広開土王代の通溝平野にあった高句麗都城であつて、割注は誤りと判定される。
- 24 池内宏「高句麗討滅の役に於ける唐軍の行動」〔満鮮地理歴史研究報告〕一六〔前掲〕原載、『満鮮史研究』上世第二冊〔吉川弘文館、一九六〇年〕三三五頁。
- 25 前間恭作「三韓古地名考補正」（前掲書三二二頁）。
- 26 関野貞「高句麗の平壤及び長安城に就いて」〔史学雑誌〕三九一〜三九二八頁（一月）原載、『朝鮮の建築と芸術』〔岩波書

店、一九四二年」所収)は、平原王二八(五八六)年の平壤から長安城への遷都を認める立場にたち、初期の平壤は大聖山(大城山)城を中心にして、その山麓の清岩里の土城址に王宮をおいた王都に当るとし、後期の長安城を今の平壤とみなして、これがこれまで大方の賛同を得ているようである。他方、三品彰英「高句麗王都考」(『朝鮮学報』一(一九五一年三月)四二(五一頁))は平壤地方内での遷都を否定し、閔野説にいう初期平壤がそのまま継続したと主張している。

27 共和国では大聖山城一帯が発掘・整備され、考古学民俗学研究所『大聖山一帯の高句麗遺蹟に関する研究』(社会科学院出版社、ピョンヤン、一九六四年)が公刊されているという。田村晃一「高句麗の山城」(『考古ジャーナル』一二(一九七六年四月))によると、その報告書は、この山城が四世紀末乃至五世紀初に建設され、その規模から判断して、該城が王城であったとされているという。

28 池内宏「漢魏晋の玄菟郡と高句麗」(『史苑』一四―三(一九四二年一月)原載、『満鮮史研究』上世編(前掲)二〇二―二〇三頁)。なお池内宏「撫順の史蹟」(『満鮮史研究』上世編(前掲)所収)。

29 『三國史記』卷一七・西川王七(二七六)年四月条、烽上王二(二九三)年八月条、五年八月条、および同書卷四九・倉助利伝などに「新城」がみえる。

30 池内宏「遼東の玄菟郡とその属県」(『満鮮地理歴史研究報告』一六(前掲)原載、『満鮮史研究』上世編(前掲)七〇頁)。

31 『資治通鑑』卷九六・晋紀の咸康五(三三九)年冬条に「新城、高句麗之西鄙、西南傍山、東北接南蘇・木底等城」、同卷一八二・隋紀の大業九(六一三)年四月条に「新城、在南蘇之西」などの注記がある。

32 吉田光男「『翰苑』註所引『高麗記』について」(『朝鮮学報』八五(一九七七年一〇月))。

33 『晋書』卷一〇九載記・慕容皝伝では、この事件は建元三(三四五)年の前に係けられたもののように考えられるが、『資治通鑑』卷九七には、前記の『十六国春秋』と同様に、東晋・永和元(三四五)年一〇月条に記載されている。

おわりに

『広開土王碑文』は、広開土王の勲績を示すために建立されたが、それは同王治世の二二年間に拡大された新来領域そのものに象徴される。また同王の没後、新・旧の別なく多くの地域から烟戸が徴発され、守墓役体制に編入された。以上の事実は、『碑文』の大半の文字を費して克明に刻記されていることであり、また推敲された『碑文』の綿密な構成を通じてかなりの確に把握できるところである。そこで、その事実に基づき、いくつかの面から四〇五世紀における高句麗の領域支配について考察してみた。その結果、今後の訂正・補足を予想しながらも、ひとまずつぎのように考えることができた。

第一に、広開土王の領域拡大の具体的な過程と、その内容が判明した。まず、永樂五(三九五)年に稗麗を討ち、その六〇七百營(村に相当する)を破り、それを新領域に加えたが、同王没後においてここは守墓役体制に編入されず、免役された。つぎに、永樂六(三九六)年には百殘(百濟)を討ち、その背後に七百村をもつ五八城を攻取し、領域を漢江流域まで南下させ、治世中で最大の戦果をあげた。同王没後もこの領域から大半の守墓人烟戸を徴発した。また、永樂十七(四〇七)年に、おそらく半島南部の百殘領に侵入し、その六城を破り、新たに領域に加えたが、在地社会までの確固とした支配が実現しなかったようで、ここでは守墓役が免除された。領域の拡大は主に広開土王の前半において実現したが、治世中の拡大された領域は、上記の三戦の成果を総計する形で、「城六十四・村一千四百」と『碑文』に刻記された。

第二に、広開土王代を前後する時期の領域支配の形態の類型に、谷支配、城村支配、種族支配などが指摘された。高句麗の異種族支配は、高句麗五族を中核とする軍事的政治的な勢力拡大の過程で、それゆえ高句麗の領域支配の成立の当初から認められるものであり、旧民領域でとりあげた□婁人や海東賈の自立的な存在形態は、そうした一つの過程を示すものであろう。さらに広開土王代に拡大された新来領域においても、遊牧生活を営む契丹族の裨麗の場合を特徴的な一つの事例とし、城村支配が展開する百殘領での韓・穢支配がみられたように、領域支配の拡大にともなつて、高句麗の種族支配は維持され、再生産されていた。以上の支配形態の諸類型は、必ずしも対立しあうというのではなく、むしろ並存するものでもあつて、かえつてそこに指摘される多様性と複雑性との混在ぶりに、当時の高句麗領域支配の特色がうかがえるのである。

第三に、しかしこの多様で複雑な種族支配において、なお谷支配から城支配への傾向が展望できたことである。旧民領域において、およそ四世紀初を一応のめやすとして、伝統的な谷支配の中から、当時の国際的な激動の時代という背景にも対応して、新しく城支配が推進され、谷民と城民との並存状態が生じていた。しかし重要なのは、すでに城支配の事例は谷支配のそれを凌駕しており、城支配の優越性と重要性が明らかであつたことである。これを重ねて暗示するのは、守墓役編成において旧民が忌避され、むしろ新来の韓・穢への期待が強いことであり、広開土王のこうした認識は、ひいては長寿王一五(四二七)年の平壤への遷都、さらに進められる百濟領への領域上の関心に連なつていく。高句麗がしだいに関心を集めてゆくこの地域こそ、城・村関係を基底にもち、それに基いて城村支配が典型的に展開しているところであつた。このような城村領域の重視は、従来の複雑・多様な領域支配のあり方を克服する一つの方向を示すものとおもわれる。しかしその前段階にとどまっていた四〜五世紀の現状にあっては、なお一元的

な在地支配を実現していないという点において、さらにその後における領域支配の発展が展望されなくてはならなかったことを意味するものであろう。

『碑文』は広開土王の勲績を述べているが、高句麗の領域支配を体系的に示す意図をもって建立されたものではない。それは部分的に、いわば偶然的に今に残されたものにすぎない。しかし『碑文』研究と、それを介した高句麗史研究にいささかでもかかわることを期待して、『碑文』のその限界を認めながらも、四〇五世紀における高句麗の領域支配について、あえていくつかの問題を提起してみたつもりである。

補註 一九七六年末、平安南道江西郡徳興里で高句麗期の壁画古墳が発見され、最近これがわが国に紹介された。この徳興里古墳がとりわけ貴重なのは、きわめて優秀な壁画の新例を加えたことなどの外に、広開土王・永樂十八（四〇八）年戊申十二月廿五日乙酉の日付をもつ墓誌銘などが墨書されている点である。「鎮」の諱をもつというこの墓主の性格はかなり複雑であつて、今後の慎重な検討にゆだねなくてはならないが、今はこの人物も流入中国系人士の一人であつたことを指摘するにとどめ、その詳細は別の機会に述べたいとおもう。